

1. 議事日程

〔平成21年第3回安芸高田市議会9月定例会第2日目〕

平成21年 9月11日  
午前 10時開会  
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(20名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
5番	和 田 一 雄	6番	水 戸 眞 悟
7番	先 川 和 幸	8番	山 根 温 子
9番	宍 戸 邦 夫	10番	山 本 優
11番	前 川 正 昭	12番	秋 田 雅 朝
13番	赤 川 三 郎	14番	青 原 敏 治
15番	金 行 哲 昭	16番	入 本 和 男
17番	今 村 義 照	18番	亀 岡 等 之
19番	塚 本 近	20番	藤 井 昌 之

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

1番 前 重 昌 敬                      2番 石 飛 慶 久

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(21名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総務企画部長	清 水 盤
市 民 部 長	山 本 数 博	福祉保健部長	重 本 邦 明
産 業 振 興 部 長	金 岡 英 雄	建 設 部 長	廣 政 克 行
消 防 本 部 消 防 長	光 下 正 則	教 育 次 長	田 丸 孝 二
会 計 管 理 者	立 田 昭 男	八 千 代 支 所 長	藤 本 宏 良
美 土 里 支 所 長	長 井 敏	高 宮 支 所 長	宮 木 雅 之
甲 田 支 所 長	深 本 正 博	向 原 支 所 長	三 上 信 行
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	沖 野 文 雄	行 政 経 営 課 長	武 岡 隆 文

政策企画課長 竹本峰昭 監査委員事務局長 乗田省三

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（3名）

事務局長 益田博志 事務局次長 西原裕文  
主査 森岡雅昭

~~~~~○~~~~~

午前 10時00分 開議

- 藤井議長 皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は20名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において1番前重昌敬君、2番 石飛慶久君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたし、持ち時間は設けず会議規則のとおり3回までといたしますので、あらかじめ御承知おきください。  
それでは、質問の通告がありますので、順次、発言を許します。  
17番 今村義照君。

- 今村議員 17番 あきの会の今村でございます。  
さきの通告に基づきまして、大枠2点ほど市長の御見解を賜りたいというふうに思っております。

今回の一般質問では、大枠1番目として行政経営の視点から市の行政をいかに進められようとしているのか、この点についてお伺いしたいのでございます。いみじくも、広報あきたかた9月号で市長コラムの第12回で行政評価に対する考え方の一端を述べておられます。これは改めて紹介したいと思いますが、このことについて行政評価と行政運営の子細の方向性を、そのありようについて、今後の動向も考えられますので、要約して読み上げてみたいと思います。

題は、「施策評価に取り組んでいます」ということから始まり、市民の方々にとって大切な施策は私の公約、すなわちマニフェストという形で市民の皆さんの御意見や評価をいただいております。さらに、事業効果を検証するため、安芸高田市では全職員により事務事業を評価する行政評価システムの構築に取り組んでおります。平成20年度からは、すべての事務事業評価に加え、一段階上の施策評価を行っております。20年度は試行的に31事業の施策評価を実施しました。当21年度では、すべての施策において、本格的に実施しております。このことは、私が市民の皆さんに提示した学習指導補助員などの公約、これも評価の対象としております。施策評価の結果は、成果、効率性、有効性、これらの点を経営という視点から受けとめ、今後の施策、あるいは予算の参考にさせていただきたいと思っております。こういうふうにコラムにあるわけでございます。そのことから、次の点について、御所見をお伺いする次第でござ

ざいます。

まず、行政評価と予算、総合計画についてでございます。これまで進められてきた行政評価導入に向けての施策評価、事務事業評価を顧みて、今後の方向性をどのように総合計画に反映をされるのか、この点でございます。市長のコラムでも施策評価の結果を経営という視点で受けとめ、今後の施策、あるいは予算の参考にするというふうに述べられておりますが、行政運営、行政執行上の原点は、やはり何といたっても長期総合計画をいかに進めるべきであろうかという点にあるというふうに考えるわけでございます。その観点の考え方をさらに深く御考慮いただき、その御所見をお伺いしたいのが1点目でございます。

2点目は、今話題の市場化による公共部門改革に伴う各種委託の進め方についてでございます。このことについて、基本的な対応を今後どういうふうに進めるかという点でございます。ここ数年来、請負契約における業務委託、工事請負契約、委託契約における業務委託、管理委託、包括的民間委託、指定管理者制度などの委託化が幅広く進められております。もとよりこの制度は、市場化テストの導入により、これまで独占市場であった公共サービス領域において競争の原理を導入することにより公共サービスの質の向上につなげ、さらにコスト低下を図るものとされ、その概念が一般化しつつあるわけでございます。そして、それらの業務量は、今後加速度的に増加するだろうというふうに予測するわけでございます。

しかし現状は、市場化テストを経ることがなくて、当初からアウトソーシングをする形態への展開が民間企業等を含めて、あるいは三セクも含めて契約をされてきております。これらの現状を踏まえ、今後の委託化に向けてどのような対応をされようとしているのかお伺いしたいのでございます。

行政経営改革の中で行政運営上の執行において、行政評価システムと公共部門の各種委託業務の面からこの総合計画の体系のうち、大枠4点に絞って、その施策評価に向けての御意向をお聞きしたいのでございます。

まず1番目は、定住と交流のネットワークづくり、参加と協働によるまちづくりの推進、このことに教育も含めてお考えをいただき、3番目には、保健・医療の充実、あるいは社会全体で支える福祉の充実、4番目に産業の振興、この4点に集約をして、今後施策評価に向けてどのような経営改革につなげられようとしているのか、その概要をお聞きしたいのが大枠1点目でございます。

次に大枠2点目として、地域内分権の推進についてでございます。住民の自治意識を高め、市の財政に寄与する地域内分権の推進に取り組むことについて、市長の御見解を伺うものでございます。地域内分権とは聞きなれない用語でございますが、今や、国から市町村への地方分権をさらに進めて、市の仕事と財源の一部を地域住民の裁量に任せる仕組み

も構築されてしかるべきではなかろうかという問題でございます。

今年度新たに創設されました各支所におけるすぐやる課の執行状況の中に、地域内分権と組み合わせる方法、はたまた新たに地域課題を住民ニーズの取りまとめを行い、地域意識の醸成とともに自治意識の向上による地域づくりへの仕組みも、今後の行財政改革を進める上で大きな一端というふうに考えるわけでございますが、そのことについて市長の御所見をお伺いしたいのでございます。

以上、2点を質問し、再質問については自席にて行わせていただきます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。

ただいまの今村議員の御質問にお答えをしたいと思います。最初に、行政経営改革の視点からの総合計画をどのように進めるのか、具体的には行政評価と予算・総合計画についての御質問でございました。

本市におきましては厳しい財政状況と地方分権の進展を踏まえ、成果や効率性を重視をした改革・改善を具体的に進めていくために、平成18年度より行政評価システムの構築に取り組んでおるところでございます。また、平成20年度からは行政評価システムのうち事務事業の評価により、1ランク上の施策評価の試行に着手をいたしました。今年度におきましては、すべての施策についての施策評価を実施したところでございます。施策評価は施策全体の評価を行うと同時に、施策の目的を達成するための手段として構成されている事務事業への予算配分をどのように見直すか明確にさせるものでございます。

御承知のように、行政評価の体系は、総合計画の進行管理を行うという観点から、総合計画の体系に基づき整理をしております。あわせて、予算の体系においても評価結果を直接予算に反映することが必要なため、平成20年度にこれら行政評価と予算の体系のリンク作業を行い、平成21年度予算の事業予算に反映をさせたところでございます。

次に、市場化による公共部門改革についての御質問でございます。公共サービスに対する住民ニーズの多様化、逼迫する地方財政、団塊世代職員の大量退職など、地方公共団体を取り巻く環境は極めて厳しいものがあります。したがって、これまでも行政改革の一環として指定管理者制度の導入、民間へのアウトソーシング等、行政部門の効率化、経費の削減を行ってまいりました。とりわけ、公共工事に競争原理を導入し、よりよいサービスを提供しようという発想のもと、競争の導入による公共サービスに関する法律（通称、公共サービス改革法）が平成18年7月に施行されました。この法律により、官における仕事の流れや公共サービスの提供のあり方を変える市場化テストの手法が明らかにされ、法律の特例の適用による窓口関連業務など特定公共サービスについても、地方公共団体の判断で実施できることとされました。

今後、職員が減少する中で、先ほど申しあげました窓口関連業務のほか、徴収関連業務、水道施設・下水道施設等の維持管理業務、統計調査関連業務など、公共サービス改革法により、地方公共団体で導入が可能である業務につきましては、市民サービスの向上の視点から、メリット・デメリット等について慎重に調査研究を行った上、その導入について検討をしてみたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員御指摘のように、総合計画に掲げる諸施策を着実に実現していくためには、現在実施しております行政評価結果等を踏まえ、事務事業の見直しや予算配分の重点化等を図ってみたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

次に、地域内分権の推進についての御質問でございます。地方分権の進展によって国と地方の役割分担が明確化され、地方においては国から自立してみずからの責任と判断で地域の实情に沿った行政運営を行うことが重要となっております。また、少子高齢化の進展、団塊世代の大量退職など社会構造が変化する中で受益と負担のバランスが崩れ、これまでのような行政サービスを維持していくことが困難になることが懸念をされております。さらに、これまでの行政サービスは、一律・公平・公正を基本にしてきたため、個々の多種多様な住民ニーズを満たすことが難しく、地域課題に対しても対応が困難な状況が生じております。

こうした社会構造の変化の中で今後も安心して暮らせる地域社会を構築するためには、市民と行政がそれぞれの責任と役割を自覚し、対等な立場でまちづくりに取り組むことが必要であり、何よりも地域の個性と実情を重視した住民自治の仕組みが必要となっております。

本市においては、合併に際して市内全域に32の地域振興会が組織をされ、行政と地域住民による協働のまちづくりが積極的に進められてきたところであります。今後の本市のまちづくりの方向性を考えるとき、地方分権のもとでは、自主防災・防犯活動、地域福祉活動の展開、環境保全など、より住民に身近で、地域でしか解決できない、あるいは地域で取り組んだ方がよりよい方向に進むと思われる課題や事業に関しては、地域の責任において自主的・主体的に実施をしていく必要があると考えております。

ただ、こうした地域内分権の仕組みを導入するに当たっては、従来の行政主導體制からの転換であり、住民への周知と合意形成、また地域への助成制度のあり方など多くの解決すべき課題がありますので、今後、慎重に検討をしてみたいと考えております。

よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

17番 今村義照君。

○今村議員

御答弁をいただきました。まことに極めていい答弁だというふうに私は思いますが、さらにもう一歩進めた形で、今後具体的な形でどうい

行政経営をしていくか、このことについて言及をしてみたいのでございます。

市長の評価で、これから市民と対等の立場で行政運営を行っていくというのが基本線だというふうに受けとめておりますが、このことはまさに大事な視点だというふうに思うわけでございます。行政評価の仕組みを一つとっても、今後この行政経営の中でいかに進めていくかということについては、やはり原点は市民の満足度であり、目的及び成果を重視した形での評価、さらにはコスト意識の徹底による財政運営のあり方、これらが総合的に行われるべきであり、このことは目的志向の体系をやはり、よりもっと明確に市民の前に示すべき必要があるのではないかとこのように考えるわけでございます。

例えば、道路の整備、あるいは健康診断、その他いろんな講座がございしますが、これらをどういうふうにその活動実態と成果を期待するかということ、やはり具体的な施策の中で方向づけをするということが必要だというふうに思うわけでございます。勢い、行政評価ということになりますと、大枠の仕組みの概念的な形でとらえられがちでございしますが、昨年度、あるいは今年度、事務改善から施策評価につなげ、今後政策評価につながる形での行政評価の導入に向けて、その原点をどういうふうに総合計画に基づいた形での具体的な形でその方向性をお考えなのか。このことはやはり重要な視点だろうというふうに思うわけです。

一つは、首長としてのビジョン、そしてそのビジョンを支える部、あるいは課の施策への対応、そういったことが相まって、今後の行政経営がなされるべきですが、ここへ私、総合計画の中で4つの視点を掲げておりました。そのことについて言及はなかったわけでございますが、これらの観点について、今後の行政経営の進め方について大枠でもよろしゅうございますので、その基本的な考え方をお示しを願いたい。その点について、改めてお聞きをするわけでございます。

次に、市場化による業務委託の件について、改めてお聞きをいたします。市長の答弁では、これまでの経緯の中で公共サービスの点について具体的に触れられました。さらに、今後の方向性として、窓口の問題、それから水道施設、あるいは統計業務、これらのことについての方向性も示されました。そして、そのことについて導入も検討しているという御答弁でございしますが、私はこれまでのこの制度のあり方については、若干欠けている点があるのではなかろうかというふうに思うわけでございます。それは、いずれの委託についても評価による性能を高めることが要求され、期待されるわけでございます。ましてや、指定管理者制度は指定管理者を行政のパートナーとして位置づけるわけでございます。これはどういうことかという、やはり目標に向かって行政とともにその目標を共有する、こういうことでございます。

そうすると、いろんな精査の中で、これまで私欠けてた点があるのではないかとこのように申しましたが、実際の業務の履行状況の確認が、

検証と申しますか、そこら辺の視点が若干欠けてるのではなかろうかというふうに思うわけでございます。そのことを業界用語ではモニタリングと申しますが、そのモニタリングの考え方が今後どういった形でなされるべきなのか、そこら辺についての御見解を改めてお聞きしたいのでございます。

最後の地域内分権の推進でございますが、今後これまで32の振興組織の中で郷土一体のまちづくりを進めるというのは、当安芸高田市の大きなテーマでございます。そうしますと、行政体の、あるいは地域自治体としての規模のとらえ方もあろうかと思いますが、これらのことについてこれまでどおり、例えば32の組織体でいいのかどうか、そこでの地域内における住民ニーズを酌み取って、それを具体的な形で施策に反映させる。そこら辺についての、私は考え方ももうそろそろ整理をする必要があるのではなかろうかというふうに思うわけでございます。

もとより、市長御答弁がありましたように、行政主体ではなく、対等の立場でこのことを進めていくというのは、当然の理でございます。しかしながら、現実には、私は組織見直しと本当の地域の市民ニーズに基づいた形での施策反映をどういったような形で進められるのか。例えば今、今年度から施行されておりますすぐやる課の実態が、どの程度か私、把握をしておりませんが、どういったような形でその施策への、あるいは事業への要求があるのか、そこら辺を検証した上で、このあり方を、その地域内分権と申しますか、そういった形で今後つなげられるような方向性を考えてみるのも一つの手だろうというふうに思うわけでございますが、これまでのすぐやる課の実態と、それから今後進められようとしているそういう地域の施策反映に対してどういうふうにお考えになるのか、御所見をお伺いをいたします。以上でございます。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの今村議員の再質問に対してお答えをしたいと思います。

最初に、行政評価と今後の方向性についてでございますけど、私といたしましては、基本的にこの財政状況厳しい中、国の増税というのは非常に厳しい状況にあると思います。その中で我々が今やっていかなくちやいけないのは、市民への協力だと思っております。私を含めた職員と、それから市民の方々の距離を短くしていくこと、これが大きな視点だと思います。このことが行政コストをこれから下げていくんだと思います。

このことを簡単に申しますけど、やっぱり市民の方々、市役所に行ったらちいと親切になったとか、対応がよくなったとか、ちいと効率よくやるとか、こういう形が市民の方に見えることによって、距離が近くなっていくと思います。こういうことが今大切だと思っております。行政が100あるところを、やっぱり市民の協力によって20%、30%を助けていただきたいと。あとの70%を行政がやっていくというように、このような体制がこれから必要だと思ってます。



これ、いつも全員協とか皆さんに説明しておりますように、例えば自主防災、それから私の言葉で言いますと自主介護、それとかこういうような市民の協力ですね、そういうことの市民の皆さんに協力を願うことによって、これからの行政の運営が図れるんじゃないかと、かように思っております。

福祉の観点もそうです。このたび、市民総ヘルパー構想と言ってますけど、これはやっぱり市民の皆様方、安芸高田市の市民の方々がそういう福祉、医療に関する知識を持ってもらうことによって、そこから行政もスタートすればかなりの効果があるんじゃないかと思っております。そういう意味のヘルパー構想でございます。

これから国の財源、民主党あたりも交付税を上げないと言っておりますけど、こういうような仕組みを考えていかないと金は何ぼあっても足らんんじゃないかと思えます。そのためには我々行政預かる者もしっかり自分で意識改革をしながら、市民のニーズにこたえていくということが大切なことと思っております。

それから、次の委託ですね。市場化による公共部門の改革なんですけど、これ今、公共の仕事に競争原理を導入ということ、これ全く議員の御指摘のとおりでございます。これまで我々がこれは役所の仕事だと思いつ込んだ仕事も、まずはこれは委託できるもんかどうかというのを検討していかないけんと思っております。先ほど水道とか下水道とか窓口業務とか言いましたけど、まだほかにあるかもわからん。例えば保育の問題もそうです。

ただ、その場合に、やっぱりこれはある理由があって、公共的に大事な事業であるので、行政が関与しなくちゃいけない分野がございます。そういう意味のサービス低下を市民の方々に起こさんようなことをしっかり考えながら委託をしていくと。その結果、行政改革につながっていくんだ、市民の方々のサービス低下が起こらん前提のもとに行政改革につながるんであれば、大いに推進をしていかないけんと思っております。今、そのことをうちの幹部と一緒に、昼夜研究をしているところでございます。これ、なかなか今まで行政がやったらんことなんで、どがな問題が起こってくるかもわからんと思っております。それを乗り越えてでも、こういう改革をしていかななくちゃいけないという、今、時期には来ておるところでございます。

それから、地域内分権の推進でございますけど、これ非常に言葉とすれば優しい言葉でございますけど、要は、すぐやる課とか今つくったばっかりなんで、今さらこれが100点とかどうなるんじゃないかに、こういう制度をいかに地域の皆さん方に参画していただける、満足できる仕組みにしていくかというのは、これからしっかり考えていきたいと思えます。地域の振興会とかいろんな女性会とか老人会とかございますけど、こういう方との連携をさらに図りながら、この分権化についても考えていきたいと。最終的にはこの分権化を行ったら、やっぱり権限の移譲と

か予算の配分とか大きな課題もございます。理論的にはあっても、この安芸高田市として身についた分権を行うためには、いままの時間をいただきたいと思っております。

議員おっしゃるように、こういう方向はしっかり頭に入れながら、しっかりこれからも考えていきたいと、かように思っております。

〔「議長、答弁漏れがある」の声あり〕

○藤井議長 4項目についてですか。

〔「いやいや、モニタリングのことについての」の声あり〕

モニタリング。

引き続き、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 大変失礼をいたしました。

業務につきましては毎週幹部会で確認を行っております。進捗状況の管理。それで、おくれてるものについてはこうしようじゃないかという指示を行ってるところでございます。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問の許可をいたします。

17番 今村義照君。

○今村議員 長々と抽象的な形での論議は避けたいと思いますが、言えることは、総合計画に基づいた形での具体的な目標設定をいかに行政評価を含め、その制度化を図るかというのが原点だろうというふうに思うわけでございます。これらの各項目について、目標を設定し、その目的に対して行政経営を行っていくんだという基本的な形が市民の前にいかに早く示され、そのことが共有されるか、このことが2番目の項目である地域内分権にもつながるといふふうに思うわけでございます。そこら辺を早急に精査をされて、今までの市長との議論の中で総合計画の見直しもやぶさかではないというような考え方もあるやに聞きましたが、それらも含めて今後のあり方の方向性について、さらにどういうふうに推し進めされようとしているのか、この点を改めて確認をしたいというふうに思うわけです。

それと、ちょっとこだわるようでございますが、やはり業務委託行為については、何といたしても事前の評価、あるいは実施時期における中途でのチェック、このことは部課長で行っているというふうに行われておりましたが、その評価の考え方をやはり制度化するのが私は必要だろうというふうに思うわけです。その成果をさらに高めるためには、任せっ放しではなくて行政の抱える課題をそういう業者なり管理者に任せるわけですので、そこまでの検証はする仕組みを今のうちにつくらないと、私は単なる成果のほどが見えてこない、冷静に分析されない結果になるというふうに思いますので、そこら辺についての今後のお考え方をお示し願いたいということで最後の質問といたします。

○藤井議長 ただいまの再々質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの今村議員の再質問に対してお答えをしたいと思います。

総合計画というしっかりとした目標ございますけど、昨今の社会状況は全然変わっています。これを踏まえた上で、さらなる見直しを行って、やっぱり安芸高田市として実のあるものとして、また市民にも示すような努力をこれからしてまいりたいと思います。今の計画がいいというんじゃないしに、見直しは議員御指摘のように必要だと思いますので、早急な課題としていきたいと思います。

それから、進行管理の管理表でございますけど、実は、管理リストもつくって項目も決めてるんですよ、議員おっしゃるように。もうそういうことできめ細かくやっぱり同じ管理じゃないしに、進捗はどうかとか経費の執行はどうかとか誘致はどうなったかとかいうようなきめ細かな管理表はつくってやっています。だけど、もっと管理をうまくいくような仕組みというのは頭に入れながら、これからもやっていきたいと思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で今村義照君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

5番 和田一雄君。

○和田議員 5番 尊和会、和田一雄。

さきに提出いたしました通告書に沿いまして、2点ほどお伺いをいたします。

まず、葬斎場建設計画の現況とあり方についてですが、私、昨年9月にこの定例会が行われたわけですが、そのときに傍聴させていただきました。ちょうど傍聴したときに葬斎場の建設計画のことで同僚議員が質問され、市長が答弁をされておりました。大変な激論でございまして、大変な事業をやられるんだということをそこで確信をしたわけでございます。それから今日に至ったわけですが、一向にその建設計画が進んでいないと。いわゆるこれ、16年だったろうと思うんですが、合併したときの基本計画がことしでもう5年を経過すると。それで、既に20年に実施計画も済み、許認可もおおりて、それから建設に入って、ことしがもう供用開始の年になつとるわけです。計画はですね。それが現在、こういう状況であるということは、やはりどこに原因があるかということになります。今の瀬木、奈良谷地区の地域住民の方のいわゆる反対があるわけです。これを今、葬斎場建設計画検討委員会ですか、そこと行政とが協議をされて、いわゆる合意形成ができるように、現在までやられた経緯がございます。それが、いまだに決まらないということは、あくまでも住民の方の反対があるということ。そして、今の委員会としては、一応歩み寄りをしたと。それは今までは団体交渉しよったのを、個人的に合意形成になるようにしてくださいと、我々では、このままいくと地域を二分にすることになると。ですから、もうゆだねるといような言い方だったんだろうと思います。

これは、今一番考えなくてはいけないのは、地域の住民という方は、その集落、これはとわの昔から培ってきたきずなというものもありますね。それをむやみに切ったり、そういうことをするべきじゃないと思うんですよ。ですから、片方ではいろいろまちづくりとか市民のためとかいろんな言葉も出ますが、まず言っても考えなくてはいけないのは、その特定の地域におられる方、そこに葬斎場をつくるという計画のもとに今まで5年間も、5年目ですね、4年も、本当、精神をすり減らして困窮されとるんじゃないかと思うんですよ。まずそこを行政としては考えなくてはいけないんじゃないかと。私は当初からこのことについては承諾なくしては執行はしないでくださいということは申し続けております。ですから、このことは、私は市長さんが本意じゃないんじゃないかと思うんですよね。いろいろ先人の方がそういう決定をされた、またいろんなしがりみがあるということで、いろいろ市長自身も困窮されとるんじゃないかというふうに思うわけです。

ですから、今一番必要なのは何かといえば、その住民の方を助けるためにもいま一度変更という言葉を最大限に生かして、対応していただきたいというふうに思います。それが、今の行政が市民に対してということでそういうテーマじゃないんですが、8月の28日の中国新聞の朝刊、27面の福山版に今の葬斎場建設の実施設計が議決されてそれをやるということで、平成18年の3月にもとの深安郡神辺町、そこが合併するときには葬斎場をつくと、当然焼却場と葬儀場が併用したやつであります。そして、炉は5基ほど設置するというので協定を結ばれたらしいんですが、その後市の方で神辺町の方の住民さんに財政の関係とか現在おる業者、民間業者の保護のためにも何とかいうことで、葬儀場はなしにして、そして今の炉は2基にしたと。そしてスペースは2基分ほどはつくっております、いうことでございます。今、造成をされて、10月の31日が工期でいうことでございますが、今実施設計の段階で、金額的には内容はまだわかりませんが、一応そういうことで、市の方が住民の方にお願いをしてそういうことに持っていくという、こういう姿勢ですよね。私はそういうことも必要じゃないかというふうに思います。

それから、2点目の職員の給与改正、運用の実態の見直しということでございますが、今現在、本市の人件費、職員さんの人件費が39億9,230万という金額です。その内訳は、給料が19億3,740万円、それから諸手当、それが今の14億9,290万、そして、共済費というのがございます。それが5億6,200万、それを合計すると39億9,000何がしになるわけです。約40億ということで、21年度の一般会計当初予算の中に204億3,000万という中で、97.9%（21年10月6日本会議において19.5%に訂正）ですね。それで約2割を占めておるといふ体系になっております。

それで、今の私が何を言わんとするかということは、ここに一つは地元企業のそういう給料の体系があるわけですが、それを見ますと結論から言いますと、大体市の職員さんの年間で計算しますと、約半分ですよ

ね。ということは、今内訳で言いましたように給料が19億ですから約20億、それから諸手当、諸費用ですよね、いろんな保険関係なんかも含めて、それがやっぱり20億ぐらいということで、後ろの20億ぐらいが結局地元企業の人にはないということで倍ぐらいの差が出るわけです。そして、40億を割りますと市民1人当たり12万5,000円ぐらいの負担がいつとるんじゃないかということで、私が言いたいのは、地元企業の報酬がそういう状況なんで、どうにせえとかいうことは私はよう申しませんが、見直しを図っていただけたらどうじゃろうかということをお願いします。

それから、地域支所別の懇談会で話が出ましたが、今の職員数ですよね。これ当然、今からいろいろと変化があると思いますが、適正職員数というのは決まりはないらしいですが、大体100人に対して職員が1人と、市民100人ですね。ということになれば、3万2,000の約320人。ということは今140名ばかりオーバーしとるということで、この間の広報にも出ておりましたが、ワークシェアリングのことですが、例えば40億を460名で320へかえますと27億8,000万の金額になるわけですが、それを差し引くと12億2,000万、1人当たり3万8,125円ですか、こういった計算になるわけですが、320名でやる27億8,000万という中を460名で労働分担任したらどうですかという意見が出とったわけですね。その辺も踏まえて考えていただきたい。

それから、それにはラスパイレスという指数があるわけですが、このこともまた後、述べさせていただきますが、いろいろかんがみをしていただいて、何とか対応できればしていただきたいというふうに思います。

以上2点ほどお尋ねを申しますんで、市長の答弁をお願いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの和田議員の御質問にお答えをいたします。

葬斎場の建設の計画についての御質問でございます。さきの全員協議会でも報告いたしましたとおり、7月1日に地元検討委員会委員長さんから私に対して申し入れがありました。今まで個別のお話や意見というところを個別協議をしていただいてもいいんだと。ただ、行政が主体的に誠意ある説明と合意形成に向けた取り組みをしてほしいという旨の報告を受けたところでございます。

これを受けまして、現在、個別に協議をお願いしております。理解を得るように努力をしております。個別協議が調ったら、本年度の計画、調査等も実施して早期着工に向けて努力してまいりたいと、かように思っております。

次に、職員の給与改正・運用実態の見直しについての御質問でございます。職員の給与につきましては、労働基本権制約の代償措置として、人口15万人以上の市及び特別区等では地方公務員法の規定により置かれる人事委員会の勧告に基づいて改正が行われています。本市におきましては人事委員会が設置はされておられません。国の人事院勧告等をもとに

給与条例の改正を行ってるところでございます。

人事院の勧告は公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となっております。また、公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠することが最も合理的であるとされており、本市及び人事委員会を設置していない県内の各自治体においても、人事院勧告をもとに定められた国家公務員の給料表を準用しているのが現状でございます。

本市の給料表でございますが、地方における官民給与格差は全国平均と比較いたしまして民間給与水準が低いことから、給与構造改革として平成18年度より平均4.8%の引き下げを行っております。今後とも人事院勧告をもとに県内各自治体の状況を勘案し、必要な条例改正を提案してまいりたいと考えております。

また、地域社会の状況を踏まえ、安芸高田市独自の措置といたしまして、平成17年度から特例条例により給与減額措置を講じております。本年度において最大、部長級で6%の減額を実施しているところでございます。

また、運用の実態ですが、給料表は地方公務員法に基づき、職務職階制として、国の1級から7級を採用しており、最高級の7級は部長職に適用させております。国、県より水準を下げて運営しているのが実態でございます。初任給、昇格、昇給の基準につきましては規則で定めておりますが、情勢適応の原則に基づき、国やほかの地方公共団体、民間の実態を把握しながらこれからも判断してまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

5番 和田一雄君。

○和田議員 今の2点、答弁をしていただきまして、ありがとうございます。

現在は葬斎場については個別に回っておるということでございます。それもよく考えていただいて、何とか、やはり特定の地域におられるということは、全体の目というのはそこへ行くわけですよね。ですから、大変難しいところに追い込まれておられるんだろうと思います。ですからまず、そこを考えていただきたいというふうに思うわけです。

それから、例えば葬斎場の建設にしても、一番身近なところで北広島町の壬生、そこへ慈光苑というんですかね、火葬場をつくっておられます。これが20年の、去年の11月の28日が竣工で、敷地面積は1,494、それで構造がRC造の一部2階建て、289平米、延べ床面積ですね。炉は2基、それは2基は今の1基1系列というやつで、2つを一緒の系列でやるということで、それを備えられておる。それから中は12畳の待合ロビー、それからトイレ男子、女子、また多目的トイレ、それから当然炉室、そ

れから炉室前のホールということで告别と収骨をするという、そういった建物で、総事業費が1億6,442万円という金額ですが、そういったことを考えてみますと、これは余談になるかもわかりませんが、今の安芸高田市の現在4カ所ございますよね。それで例えば南部と北部に交通アクセスを考えたときに、大型でも入るということになれば、南部に一つ、北部に一つという、流雲閣ですか、向原の。それと高宮にある光台苑、そこを一つずつつくれば、例えば炉は2基ずつ据えて、片っ方へ動物、片っ方へ汚物というふうな、そして3基ぐらい据えて、スペースを一つずつぐらいつくっておけば、十分対応できる。金額的にも5億か6億ありやできるんじゃないかと思えますけどね。そうすれば、現在用意しておる16億という金額も要らないと思えますし、当然これも合併の特例債ですよ、これも利用できるんじゃないかというふうに今思っておるわけですが、そこらも踏まえて、今の地域の選定ということについては、慎重に協議をしていただきたいというふうに思います。

それから、今の職員の給料の件でござりますが、私もさっき言いましたように、ラスパイレスという指標があるわけですが、これが今の市長が言われた、国家公務員に対して100とした場合の数値を出しておるわけです。これが地方公務員に対してそれが適用できるということで、安芸高田市は、その指数が100に対してですが、広島県に23市町ありますが、広島市の資料がなかったんですが、その中で22市町で10番目になります。それから平均年齢ですが、44.7歳が3番目ですね、高い方ですね。先ほどの指数ですが、97.0ですね。それから給与ですが、22市町の中で高い方から2番目にランクされとるんです。ですから、そういったことも踏まえながら、いろいろ先ほど言われましたように協議もしていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 最初、火葬場の問題なんですけど、火葬場の建設というのは、合併のときの広域連合とかそれ以後の議会とか特別委員会とかで、場所について、規模についてはある程度もう承認をされておりますんで、位置とかこの場所についてはこの方向でいかせてもらいたいと思っております。ただ、経費につきましては、皆さん方の御指摘もありまして、必要最小限の経費を検討いたしまして、しっかり負担にならないような経費の削減には努めてまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

それから給料表でござりますが、やはり国家公務員の給料とかいろいろ他市に比べて、今私も含めて安芸高田市15%の職員、6%とかカットしてありますが、これ県内で最高のカット率でござります。こういうことも踏まえて、今回の給料もやっぱり職員のやる気がなくなったら困るので、そういう他市との連携を保ちながらこれからも検討してまいりたいと、かように思いますので、御理解をしていただきたいと思っております。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

再々質問の許可をいたします。

5番 和田一雄君。

○和田議員 再質問で答弁をしていただいたわけですが、葬斎場の件ですが、経費の削減のためにもいうことを言われたんですけど、まず葬斎場のいわゆる炉の関係とか、それから葬儀場をどうするんかということについて、この間いろいろ言われとるのが、火葬場のところへ集会所みたいなものをつくるんじゃと、その程度のもんじゃということと言われたんですが、それこそまさに、今実際によそでつくられとるものと同等的なものになるんじゃないかというのが、この間の課長答弁で全体で16億で、今の葬儀場が1億2,000万と言われたんですね。それで、集会所的なもので1億2,000万といいますと、これ莫大な棟数が建つわけなんです。

それで、そこら辺のことははっきりしとらんのに、協力とか説明とかいう、されてもいかなるもんかと。そして、私が今言いました16億もかけなくても5億か6億もあればできるんじゃないかという試算ですから、調査の中ですよ、調査もしてますんで、その中でそのぐらいでできるんじゃないかと。それと、業者のいわゆる保護的なことはどうするんかということですね。という前の問題として、住民のことが一番大事じゃないかということをお願いしたわけなんです。

それと、今の職員の給与関係については、いま一度、それは税務関係ですぐわかると思いますが、各企業の実際の金額も調べていただければわかると思います。どれだけの格差があるかということ、それを踏まえていろいろ協議をしていただきたいということでございます。以上。

○藤井議長 ただいまの再々質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 葬斎場につきましては、先ほど市民として大事なということは御理解をしていただいたと思います。さりとて、無限大に金を使っていくもんじゃないと。今後の実行に、計画に当たっては、そういう価格の精査とか、これは十分にしていきたいと思っております。まず地元と話すチャンスをしていただいたわけですから、地元の方も十分納得いけるような形で、またこれも十分にしていきたいと、かように思ってますんで、御理解をしてもらいたいと思います。

それから給与格差のことでございますけど、これもやっぱり他の市町の職員の給与の関係とか、国、県の関係とか、そういうことを配慮しながら、市民の方に納得していただける形で実施をしてみたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で再々質問の答弁を終わります。

これをもって和田一雄君の質問を終わります。

この際、11時25分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時12分 休憩

午前 11時25分 再開



〇藤井議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので、発言を許します。

13番 赤川三郎君。

〇赤川議員 新政会所属、赤川三郎でございます。さきに通告しております新型インフルエンザの対策、また火災警報器の設置の普及についての2件、市長に御所見をお伺いいたします。なお、さきの9月の7日の平成20年度決算認定の説明会の席におきまして、市長並びに教育長の方から新型インフルエンザのことにつきまして報告がありましたが、きょうは傍聴者の方も来ていらっしゃるし、通告どおり、質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目でございますが、感染力が強いとされる新型インフルエンザは、都市部を中心に全国的に集団感染が拡大し、9月8日現在、2,300数件で先週の1.7倍となったと報道しています。また、新学期がスタートした学校などでもインフルエンザが原因で休校や学級閉鎖、また学年閉鎖をとった保育所、幼稚園、小・中、高校では、770数施設に上がり、先週の2.8倍とまことに厳しい現状でございます。

新型インフルエンザは、早期に適切な治療を受けることで、感染された方の多くが回復に向かっていますが、一方では糖尿病など持病を持った基礎疾患を有する方、乳幼児、妊婦の方、また高齢者の方々は重症化し、命にかかわる問題でもあります。現在国内でも数名の犠牲者が出ていると報じております。流行に備えた対策の充実が一層重要であると考えます。季節的にはこれからが感染のピークを迎える状況の中で、感染の拡大を防ぐための対策の徹底を市として関係機関と協議し、対応されてこられたことと思っておりますが、具体的にどのような体制で対応されているのかお伺いをいたします。また、今日的状況に応じた市民への情報提供は必要だと考えますが、どのような方法で市民への情報提供を行っていただけるか、お伺いいたします。また、症状が出たり、実際に感染が確認された場合、手順、対応はどのようなことになるのか、お伺いをいたします。

2点目の質問でございますが、住宅用火災警報器の設置対策については、ことし3月定例会で一般質問をいたしました。その後、市行政は市民の安全、安心を一に考え、設置助成制度の創設など積極的に対応していただいております。

さて、消防法の一部改正により、新築住宅は平成18年6月1日から、既存のすべての住宅には平成23年5月31日までに火災警報器の設置が義務づけられました。火災警報器の設置は、生命や財産への被害を最小限にとどめる有効な手段と考え、日常的な備えが重要であることを痛感するものであります。

今回の質問は、共同購入し、早期設置するための取り組みが進んでいると聞いておりますが、市として地域で共同購入する場合など、低価格

で早期設置するためのあっせんなどの考えはないか、お伺いをいたします。また、高齢者、障害を持っておられる方など、警報器を購入しても取りつけができない世帯もあると思いますが、地元、あるいは消防関係者などに設置委託する考えはないか、お伺いをいたします。

答弁によりましては、自席にて再質問をさせていただきます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの赤川議員の御質問にお答えをいたします。

最初に新型インフルエンザの対策についての御質問でございます。議員御指摘のように、再び新型インフルエンザの感染が拡大してきております。この新型インフルエンザは感染力は強いが、毒性は弱いと言われており、多くの方々は自宅療養で回復をされておられます。しかしながら、議員御指摘のとおり、基礎疾患、いわゆる慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、糖尿病や腎機能障害などをお持ちの方々には重篤化するおそれがございます。国内においても死亡に至ったケースが12件報告されていることから十分に注意をしていく必要があります。

現在、安芸高田市といたしましては、国及び県の対応を踏まえ、4月30日付で新型インフルエンザに対応する危機管理対策本部を設置しております。注意体制をしきながら必要に応じて全部局でこれに対応していくこととしております。

感染予防策につきましては、まずは市民一人一人が日常生活の中で感染予防を徹底していただくことが肝要であります。これまでも有線無線放送、チラシ、広報紙やホームページなどで啓発を行うと同時に、庁舎施設やクリスタルアージュなど公共施設への消毒液の配備などを実施してまいりました。今後におきましても、引き続き注意喚起など啓発を強化してまいりたいと考えております。

また、特に関係機関、とりわけ県保健所や医療機関との連携により、重篤化が心配されている基礎疾患をお持ちの方々などに対する啓発や相談の受け付けについても、今後取り組んでいく必要があると認識をしておるところでございます。

次に、市民への情報提供についてお答えをいたします。少し前の段階では、個々の発症事例を自治体ごとに発表することにより拡大防止をしていく方法もとられてまいりましたが、今は保健所や県単位で集団発生があった場合に公表されており、発症に係る情報提供は、原則これからのこの方法によるものと思われまます。むしろこれからは、ワクチン接種のことや重篤化に対応する方法などを重点に、正確な情報を迅速にお伝えしていく必要があると考えております。

次に、感染が発生した場合の対応につきまして、今お伝えしている内容といたしましては、感染が疑われる場合はまずは医療機関へかかっていることとお勧めしております。いち早く治療をすることで、治癒を早くすると同時に感染予防につながるものと思われまます。

今後は、市内に感染が拡大し、市職員が発症した場合を想定し、行政機能の保持を図る必要がございますので、市民サービスに直結する重要な事務事業について事務継続の計画を策定すると同時に、欠勤者が同時に出た場合の人員配置計画も事前に検討しておくこととしております。いずれにいたしましても市民の皆様方には冷静な対応をお願いすると同時に、感染予防の徹底した取り組みを啓発してまいりたいと考えております。

次に、火災警報器の設置についての御質問にお答えいたします。

平成16年の消防法の改正により、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられましたが、既存住宅への設置は、安芸高田市火災予防条例により平成23年5月31日まで猶予されております。しかし、住宅火災による死者を減らすために、既存住宅へも早期の設置をお願いしているところでございます。

さて、御質問のうち前段部分の警報器を地域単位等で共同購入する場合のあっせんがございますが、特定の販売業者や住宅用火災警報器の機種を役所があっせんすることは、公平性の面から課題があると考えます。ただ、市民の方には適切な情報提供はしてまいりたいと思っております。なお、NSマークのついたものは日本消防検定協会が検定して、住宅用火災警報器の基準に適合していることを確認している製品ですので、購入の際には目安の1つにさせていただければと思っております。よろしく御理解を賜りたいと思っております。

次に、個人で取り付けができない世帯への対応についてでございます。市では、高齢者や障害者を対象とした日常生活用具給付事業において、火災警報器設置に対する助成制度を設けております。この制度では器具そのものの費用のほか、設置に要する費用も補助対象経費に含んでおります。火災警報器の中には、子機と子機を連動させ共鳴させる器具もあり、設置費用も含んで補助対象としております。御自分、あるいは家族での設置ができない家庭におきましては、御近所の電気屋さんへ依頼していただきたいと考えております。

以上、よろしく御理解を賜りたいと存じます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

13番 赤川三郎君。

○赤川議員 ただいま、御答弁をいただいたわけございまして、特に新型インフルエンザのことにつきましては、連日のようにテレビ、新聞の報道によって、それぞれ国民、あるいは市民の方も感染予防に注意をされていることだと思いますけれども、何といたしましても市民の不安を解消するために、そういったことについて安芸高田市としての広報を充実していただきたいというように思います。

また、昨日の一般会計の補正予算におきましても、それぞれの3部署においてインフルエンザへの取り組みも答弁をいただいたところでござ

います。ちょうどまたあすは救急の日ということで、そういった講演会もあるというように伺っておりますし、また、その中には新型インフルエンザについての講演会、また同じように住宅用火災警報器の設置ということも含まれた講演会があるわけですが、えてしてなかなか出席できないのが現状でございますけれども、何といたしましてこの感染予防には市民一人一人が自主的にそういったことをすることが必要であろうというように思いますが、行政としてはやはり市民の皆さんに周知徹底していただいて、感染予防に努めるように、これからはしっかりと感染予防を啓発していただきたいというように思います。

次の火災警報器の設置の件でございますけれども、この件につきましては、今年3月に一般質問したときには5.7%の普及率ということでございましたが、現在はどのような普及率になっているのか。また、同時に高齢者の方、あるいは障害を持っておられる方がそういった制度のもとで設置をしていただいておりますということでございますが、その世帯が何人あって、今その世帯が何%普及しているか、まず数字でひとつ示していただきたいというように思います。

なおかつ、あっせんということは難しいということでございますけれども、近年はそれぞれの地域で自治会なり自主防災組織なり、いろんな形の中で地域ぐるみで共同購入し、取り組んでおられるところもあるわけでございます。現在、この同僚議員の中にも、先ほど話を聞いたところによりますと、地域で共同購入して全戸につけたというような話も受け承っておりますが、そのような取り組みを行政としてやってほしいというように思います。そういった面で、これからの取り組みについての再度御答弁をいただきたいと思っております。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御意見、御提言ありがとうございます。

新型インフルエンザについては市民の関心の的でございます。今現在、安芸高田市としても対策本部を継続で今置いております。今後、さらなる警報、または講習会等の啓発もかけていきたいと思っております。よろしくお願ひいたしたいと思っております。

それから、警報器でございますけど、普及率につきましては現在5.7%から何%というのは、ちょっと担当部長の方から後から説明いたします。

共同購入等につきましては、行政もやっぱりそういう手法についてはまた相談に乗ったり、円滑に購入ができるようにまた指導もしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

消防長 光下正則君。

○光下消防長 失礼いたします。住宅用火災警報器普及率のあくまでも推計の結果でございますけれども、広島県県下全体が38.4%で、安芸高田市は3月末現

在の調査推計で10.4%となっておりまして、これから普及に努めてまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。  
再々質問の許可をいたします。  
13番 赤川三郎君。

○赤川議員

火災警報器のことにこだわるわけではございませんけれども、これも新型インフルエンザと同じように生命のかかわることでございます。特に、火災については生命、財産を失うということでございます。本当に猶予ならぬことでございますので、このことにつきましては、23年5月の31日までに設置せよということでございますけれども、一日も早く全戸に設置するように、なお一層の努力をしていただきたいというふうに思います。そういった形の中に、今後の心意気を再度答弁いただきたいと思っております。

○藤井議長

ただいまの再々質問に対し、答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長

市民の危機に関する重大な事項でございます。法定内に設置できるよう啓発なりまた指導もしてまいりたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

○藤井議長

以上で、赤川三郎君の質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員

9番 宍戸邦夫でございます。  
私は、学校教育と社会教育について、2項目にわたって御質問をさせていただきます。関係ある分については、市長の答弁を求めたい。そして教育長の答弁をよろしくお願いいたします。

まず、学校教育についてでございますけれども、今現在、安芸高田市の学校の中には3学期制の導入が主な導入方法だろうというふうに思いますが、1校のみ学校2学期制をとられている学校があります。その効果について私は聞きたいと思っております。

まず、導入の理由、経緯、なぜこれはそのような導入がされたのかということ。恐らく平成16年、合併当時に導入されたのではないかとこのように思いますが、その後経緯をお知らせ願いたい。それから2つ目に3学期制との違いというのはどんなところにあるのか。例えば夏休み、春休み、いろんなところがあると思います。そして学校教育の進め方、そういうところもあろうと思います。違いについてお知らせいただきたい。そして、この教育的効果というのはどうなのか。2学期制にしてどういう効果がある、いい悪いもあろうとは思いますが、どう評価しておられるかお聞きをしたいと思っております。それから、2学期制と3学期制がそれぞれ学校にあるわけですが、教育委員会なり学校間との連携、校長会、教頭会、いろいろあります。そういうのがその連携、またそういう指導上、問題はないのか、まずそこらについて、お聞きしたい

というふうに思うんです。

これは以前に、同僚議員が何年か前に質問されたというふうにも聞いておりますけれども、現在、給食センターが建設計画があります。そこらの関係もこの学校2学期制についても影響してくるのではないかと思いますし、そしてまたこれが、もしこの2学期制の評価が高いということになって安芸高田市全域に波及していこうというふうな方針がもし出るならば、学校規模適正化事業、今推進しておられますけれども、そこらにも影響してくるのではないかという思いで、改めて私は質問させていただきたい、こういうふうに思います。

それから、2項目めの社会教育についてでございます。今現在、スポーツ・芸能・文化、いろいろと安芸高田市内では伝統的に地域の指導者の献身的な活動が続けられています。こういう学校教育以外、こうした活動は、子供たちの育成に大きく貢献しているというふうに私は考えています。市はこのボランティア指導者の活動をどう評価しておられるか、またこうした学校教育以外の教育振興についてどうお考えを持っておられるか、そこら辺について、この分野については市長についてももし御意見、答弁が得られればいただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただいまの宍戸議員の学校の2学期制とその効果についての御質問にまず、お答えをしていきたいと思えます。

2学期制についてでございますが、これは平成14年度から完全学校週5日制が始まりました。そこで、授業日数が減ったことが子供たちの学力低下につながることへの保護者の不安や、学校行事や児童会・生徒会活動にゆとりがなくなってきたことなどを背景として、平成14年度から全国的に2学期制を実施する学校がふえてまいりました。3学期制を2学期制にすることにより、主に学期始めや終わりの関連行事が減り、授業時間数の確保ができるということ、また、長い学期でゆとりを持った授業計画ができるという点がメリットとされ、導入が相次いでまいりました。

教育委員会といたしましては、学期制の選択に当たりましては、基本的に学校経営に当たる校長の主体性に任せておるところでございますが、平成15年度から向原中学校が、平成17年度から向原小学校が2学期制を実施しております。なお、向原高等学校は平成14年度から実施しているので、向原町内3つの小学校、中学校、高等学校が同じように2学期制を実施しておるということでございます。他の市内の小・中学校はございません。

向原中学校につきましては、当時、文部科学省から指定を受けまして、学力向上フロンティア事業を実施しており、単に授業日数の確保だけの目的ではなく、教師が長い期間じっくりと生徒の学習状況を評価、改善する活動を充実させ、生徒の学習意欲を高め、基礎基本の学力を十分に

定着させようという方向から発想をされました。そのため、前期・後期それぞれ2つに分けて、全部で4つの区間をつくり、その区切りの時期にそれぞれ振り返りのテストを行った上で、生徒一人一人に学習や進路についてのカウンセリングを行い、学習方法等の改善とともに学習意欲を高めることを図ったものであります。

このように、長い学期を有効に使いながら、両校とも、教師は児童生徒の学習の到達度をしっかりと把握しつつ評価活動を充実させ、長期休業中にも教育相談や補習を充実させるなどの工夫を行い、学習意欲や学力向上につなげております。

しかし、議員御指摘のように小・中学校各1校の実施は、対外的な行事を計画・実施する際に、他の学校との調整を図ることに困ることなど、課題があるのも事実でございます。教育委員会といたしましては、2学期制の実施は、今後とも学校長が、児童生徒の実態から夏休みや冬休み等長期休業の有効活用を踏まえて、学校経営の視点から適切に判断するように指導してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、学校給食センターの設置ということに関連しての御質問がございましたけれども、この学期制がすべて市内統一しておれば、ある程度の学期の区切りのところが一致するわけではありますが、そうじゃないということについては、どの学校にいつ給食を実施するかということについては十分な連携というものが必要だろうと思います。ただ、現在でも学校の行事等は各学校によって日にちが違っておりますので、常に学校給食の実施に当たりましては、毎日いかほどの給食が必要なのかということの把握は必要だろうと、このように思いますが、直接学校給食センターの設置とこの2学期制とは大きな関係はないだろうと、このように思っております。

なお、2学期制でありましても普通いいます夏休み、冬休みの期間は大体同じでございますので、その点は一致しております。

次に、学校規模の適正化ということでございますが、これ現在進めておりますのは、安芸高田市の現実を考えた場合に、将来的な展望もある中で、実際に1学級の人数はどの程度が適当なんだろうかと、学校の規模としてはどの程度の規模の学校が適当なんだろうかとということを検討するのが第一段階でございますので、この2学期制とは直接関係がないというように私にとらえとるところであります。

次に、社会教育についての御質問でございますが、地域では多くのボランティアの皆様が子供たちの健全な育成を願い、さまざまなスポーツの指導者として、また地域の子ども神楽の指導や各種子ども教室の指導者として、日々献身的な指導活動をいただいておりますことに、このことはまことにありがたく、また敬意を表するところでございます。

これら多くのボランティア指導者の活動によりまして、スポーツ活動においては多くの子供たちの健全育成だけでなく、全国大会への出場を初めとして、さまざまな大会で優秀な成績をおさめ、成果を上げている

ところでございます。また、文化芸能活動におきましても子ども神楽の指導を初めとして、地域の伝統文化伝承には、ボランティア指導者のお力添えはなくてはならないものでございます。ボランティア指導者の皆様のこのような活動が夢と希望を持った活力ある子供を育成し、未来に輝く安芸高田の教育の推進につながっていくものと確信をしております。

今後ともボランティア指導者の御協力、お力添えを切にお願いいたしますと同時に、後継者の育成に尽力を賜りますことを願うものでございます。以上で、私の方の答弁を終わらせてもらいます。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの宍戸議員の御質問、市長にも何とか答えという質問だったので、ちょっとシナリオなかったんですけど、考えをちょっと、社会教育についてのいきたいと思います。

本来社会教育というのは、私の吉田町長時代も福祉との整合があるものだというてとらえております。福祉といえば予防福祉、介護予防という形ですかね、これと生涯学習の分野ですね。とにかく市民の方々が実際病気になって介護を受けるというんじゃないしに、それ以前の対策がこれから大事だと私、思ってます。その分野で大きく社会教育の分野だと思っております。

これ、生涯学習とかおっしゃいますけど、こういう分野を一生懸命やることによって、そういうような病気とかそういうような医療になかなかかからないというようなプロセスになると思います。このための福祉と生き生き事業とか文化・スポーツ振興となっておりますけど、そういうような感じで市民の方々にいつまでも元気でいてもらうことが、また行政改革にもつながるんだと、かように思っております。

この今ですね、おもしろい話があるんですよ。この間担当課長にちょっと試算させたんですけど、安芸高田市で1歳ほど福祉にかかる時間を1年ほどずらしたとしましょうか。安芸高田市のこの30を超える高齢化率の中で、1歳ほど、例えば65歳でかかるところを66歳にしたとしたら、4億ぐらいの行政効果がございます。このぐらい、非常に効果があると。本人にとっても健康でいてもらうということなんで、安芸高田市としても社会状況どんなかわかりませんが、市民の方々の健康管理、健康を維持していく策の展開がこれから行政の改革につながるんだという、私は認識をしております。そういう意味からもしっかり行政としても支援をしていきたいと。悪くなった人を支援するよりか、こういう人にちゃんと支援する方がいつも議員さんもおっしゃいましたけど、行政効果のある効率的なそんな金の使い方じゃないかと、かように解釈をしております。

いずれにいたしましても、この高齢化の高い30%を超える高齢化率の町を支えるためには、やっぱり市民の方々に元気でいてもらうということは、大きな課題だと思っております。そういう意味の社会教育である



んじゃないかとも思っております。もちろん、子供たちの学校外の教育についても一生懸命頑張りますけど、こういう市民全体の教育の場もこういう意味で大事と認識をしておるところでございます。御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

質問の途中でございますが、この際13時まで暫時休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

午前中、質問の途中でございましたが、再質問の許可をいたします。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員

答弁をいろいろありがとうございました。

まず、学校2学期制についてでございますけれども、教育長、2学期制については国からのあれの中で導入をされた。今後も学校長の権限でそれを継続するか否かということもありました。私は、さあ、この学校教育について問題視しておるわけじゃございませんし、不当に介入するという気もありません。あらかじめ申し上げておくわけでございますけれども、学校教育というのは、それぞれ地域によって特色ある学校づくりもされているし、それは大変結構だというふうにも思います。しかし、今、向原の小学校、中学校が2学期制ということで、学校長のすべて権限でやろうということになると、じゃあ、例えばよその学校長がこれを導入するといったときには、教育委員会としてはどうされるのか。例えば今、先ほど申しましたが、規模適正化事業の中でちょっと待ってくれと、こういうことになる可能性もありますし、そこらの点については教育委員会として一本の柱をしっかり持って、向原についてはこういう教育をしていく、また、よその学校についてはこういう方針でいくと。学校長の権限に任せるとということももちろん大事であります。そこらについては教育委員会としてどうお考えなのか、お聞きいたします。

また、これが、今学校も、本当、児童生徒も落ちついて、安芸高田市の教育力高いというふうに私は評価していますし、住民の皆さんからもそういう評価をされているのが事実なんです。ですから、こういう今、いい環境にある中で、こういう教育問題については今後の課題なり問題点を整理しながら進めていくというのがいいチャンスだろうと、こういうふうに思いますので、そこらについてまたお聞きしたいというふうに思います。

それから、社会教育についてでございますけれども、市長さんの方もいろいろ答弁をいただきました。健康づくりについて、医療費も安うなるとかいうふうなこともありました。私、今問いたいのは、ボランティアでいろいろと青少年健全育成ということを推進されておるわけですけ

ども、ボランティアですから好きでやっとするけえいうふうに思えばそうでもありましょう。ただ、そうはいいまして、この社会教育というのは、私は学校教育への影響も相当あるというふうに思うんです。社会教育力が高くなれば、私は学校教育力も高くなるというふうに、子供も保護者も大人社会もすべてにつながっていくというふうにも思います。学校教育ではある程度型にはまった教育をされますが、社会教育っていうのは、生きる力といいますか、すべての社会的な地域での教育とか、いろんなことが問われてくるわけで、また指導者の考え方にもいろいろ子供たちが教わってくるということになって、大変重要な位置づけを持つというふうにも思います。

そこで、私はただ、いろいろありがとうございます、これからもよろしく願いますというだけじゃなくて、私が一番心配しとるのは、実はこの8月8日の中国新聞、土曜日なんですけども、載っておったわけです。これ、2年前にあるスポーツ団体の中で練習中に子供さんがけがをして死亡されました。そのときにいろいろ保護者の方が問題提起されて、この2年後、ことしになって裁判になって判決が出たんですね。というのが、これ指導者が安全配慮義務違反ということで、2,400万円の賠償を命令されたと、こういうことがあるわけです。幾らボランティアであって、厚意でやっておっても、こういう事故については個人的に、どういいますか、補償が伴ってくる、責任が伴ってくるというようなこともあって、これ大変なことだろうというふうに思います。

そういうことを考えたときに、ある程度社会的にもこれを、指導者に対する支援をしながら、また行政的にも支援することができるんじゃないかというふうに思うんです。例えば、スポーツ保険の中で保険は対応されると思いますが、指導者の指導といいますか、指導のあり方をいろいろ研究していくシステムをつくるとか、例えばまた保険料をわずかでも行政の方で負担をしていくとか、それからもう一つは、以前に指導者に対して県の事業でありましたけれども、多少ではあります謝礼が出ておった時期もあるわけです。そういった経済的な、経済的いいますか、運営的経費の支援ということも考えられるんじゃないかというふうに思います。今、県の方も制度はありませんし、市独自でできるかどうか、そこらについてはまた行政的にも考えていただければというふうに思うんです。

ただ、これは行政の責務ということになるかどうかわかりませんので、そこらについてこれから行政として、教育行政も含めて、社会教育の分野で含めて、どういうふうなあり方をされるかということをもう一度お聞きしたいと思います。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 それでは、先ほどの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、県内どの程度2学期制を導入しとるかということについて報告

をさせてもらいたいと思いますが、普通一般の報道等を見ますと、多くの学校が2学期制を取り入れとるというように我々も思うわけですが、現実に広島県内の状況を見ますと、小学校で2学期制を取り入れておりますのが33%です。学校数が何校ありますかというとならば542校のうち179校、33%。中学校が245校ありますが、うち83校の34%です。県立学校でいいましたら、普通科の高等学校を想定しますと87校のうち20校でこれは23%なんです。

ですから、教育改革という中で、どこも2学期制にやれば学校がくると変わるんだというような希望を持って、教育委員会が積極的に働きかけをしておる教育委員会もごさいます。それはモデル校でどのような実践をしてどういう効果があったかということを出させて、それでやるとるわけですが、私が県内のいろんなところを見てきておることから判断をいたしますと、やっぱり学校長が教職員を踏まえてうちの年間の授業時数、行事等を考えたら、このようにやればまだまだ効果が出るというように判断をしたところでやったところについては、効果が出ておると思うんですよ。ところが、どこも同じようにやりなさいというようにやったところは、そういうところはありますから語弊があるかも知れませんが、できればもう一遍3学期制に戻りたいとかいうような話も聞いておりますので、私が校長先生の方へ改めてそれをどンドンやんなさいということは言っていないんです。

これ、小・中学校の安芸高田市の管理規則の中にも校長が決められるようにしておりますから、それでやんなさい。ただ、やる時に向原の小学校と中学校と県立学校が2学期制を取り入れたと。これは、私が小・中学校を管轄しておりますが、小学校と中学校だけは息を合わせてそのことをやってくださいよと、そうしないと保護者が迷いますよと。小学校が2学期制を取り入れる、中学校は3学期制だということになりますと、保護者懇談会の日もずれてまいりますやら、いろんな行事もずれてくるというようなことがありますので、少なし、小・中は、町内は連携を深めてやってくださいというようにお願いをしとることであります。

特に、最近市内のどの町を見ていただきましても小・中連携は大体板につきました。だから、そういう面から言えば、地域の人の力をかりながら、保護者の力もかりながら、子育てにあたるということは大体軌道に乗ってきたと。一番典型的な例が美土里の小・中学校がそういうことで一番最初に取り組んで成果を得ておりますが、それがどこの学校でもある程度認めたという形になっておるんじゃないかなというように思っております。

次に、青少年の健全育成についてのボランティアということですが、確かに地域の教育力というのは非常に強うございます。前にも中国新聞に出ましたが、安芸高田の「基礎・基本」定着状況調査で合わせて学習と生活に関するアンケート調査もしております。その結果を見ておりま

すと、地域の人とのあいさつを交わすのが群を抜いて安芸高田が高いんです。地域の行事に参加するのも群を抜いて安芸高田は高うございます。これはやはり、地域に支えられておるといふこと、お互いに顔見知りであるということがそういうふうになっておると、このように思っておるわけでした、極端な例を申し上げますが、横断歩道を子供が通るときに車がとまったと。そのときに、大人の人が横断歩道の旗を持って車をとめられて、子供が渡るわけですが、そのときに地域の人が渡った後、とまってもらった人に会釈をするんよといふことを教えたり、そういうことを学校でも教えられるところの地域は、大体に子供が落ちついておりますよ。やっぱりこれは地域の教育力だろうと、このように思っておるんです。

今、校長さんに話をしておりますのは、地域の教育力は車を運転しとったら大体わかるんだと。横断歩道を渡ったときに会釈ができるような子供というのは、感謝の気持ちを持っておるし、保護者の、地域の人ボランティアの成果がそのようになっておると、このように話をしておりますが、そういうふうには地域の教育力というのは非常に大きなものがございます。

また、それでいろんな生徒の意見発表もありますけれども、地域に支えられとるといふことを自分らの学校の誇りにして子供たちが生きとるといふ実態もありますので、今後とも地域の社会教育といひますか、そういうものはお願いをして、頑張ってくださいと思ひますし、行政的にもそういうふうな方がおられた場合には、例えば読み聞かせボランティア等では何年か前には県の教育奨励賞ももらっていただいておりますし、それから、ふるさと探検隊も子供さんのボランティア活動を積極的にやられるといふことで表彰もしてもらつとるといふようなこともあります。我々もそういう機会があれば、できるだけ出向きましてお礼を申し上げて、子供の激励も地域の人にもお礼も申し上げたいと、このように思ひますが、ただ、事故があつた場合にどうするかといふことでもあります。これは、以前からあります子供会のいろんな活動を昔は盛んに行事があつて、テントでキャンプなんかもしとります。そのときの事故をどうするか、これは一つは保険に入つていただくといふことと同時に、やっぱり指導者の養成といふことについても我々の方も意図的に取り組んでいかなければ、善意でやつたんだからといつても済まないことがありますので、いろんな角度から注意ができるような指導もしてまいりたいとこのように思ひます。

いずれにいたしましても、きょうのような質問をしていただくといふことは、また学校も元気が出るだろうと思ひますので、また校長の方へも伝えてまいりたいと、このように思ひます。以上でございます。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

再々質問の許可をいたします。

9番 宍戸邦夫君。

○宍戸議員 地域の学校ということで、地域の皆さんも学校に対する期待というのは大きいと思います。

ちょっと先ほど言いましたが、例えば保険料をある程度補てんするとか、例えばまた指導者に対するある程度経費的助成、運営費的助成と、こういうことは考えられませんか。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ボランティアでありまして、基本的には奉仕という形でやってくんが適当だろうと、このように思います。ただ、先ほど質問がありましたけれども、学校で部活動等の指導に当たっていただく地域の方がございますが、それについては運動部活動等をより広島県としても奨励をするためということで、幾らかの謝金が出るようになっておりますが、謝金をもらっとるんだからということで言われたらかえってやりにくいと言われる方もおられますので、ボランティアはまたボランティアとして考えて実施していただくのが一番適当ではないかなというように思いますが、ボランティアをしていただくための条件としていろんな条件整備ができることについては、我々も努力をしてみたいと、このように思います。以上です。

○藤井議長 以上で宍戸邦夫君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

19番 塚本近君。

○塚本議員 19番 新政会の塚本でございます。通告いたしております福祉のまちづくりについて、市長の御所見を伺いたいと思います。

現在、本市におきましても、少子高齢化が進むにつれて高齢者世帯もふえてきております。多くの市民が老後に対する不安を抱え、高齢者が高齢者を介護する現状もあることから、高齢化に伴い介護が必要になっても、本人の人格が尊重され、安芸高田市内で暮らせてよかったと思えるような安心感のある市にすることが最優先の政策課題と考えます。今後の福祉政策について伺いをいたします。また、次の2点について市長の考えを伺います。

まず1点目、高齢者が願う家族介護の課題について。自宅で家族に介護されたいと願う高齢者、一方、家族の介護が全く評価されない現状と膨張する介護費用、住宅改築費用等、経済的に崩壊寸前の介護事情に歯どめをかけるためにも、家族介護にそれなりの手当を支給する制度を考えてはと思いますが、市長のお考えを伺いいたします。

2点目、地域に密着した介護福祉制度についてであります。現在の介護保険は全国一律的な制度であり、中山間地域から見ると都市型の制度であるように思います。介護の制度を見ましても、自立か要支援かの一つをとってみても、地域によって実態は異なっております。例えば、本市のように積雪地域では、屋内では自立できても積雪期間は社会的に自立できない高齢者が圧倒的に多いのではないかと思います。

このように、地域の特殊な事情が介護メニューに含まれていない現状を踏まえ、本市として地域の課題を明確にし、より地域に密着した政策が必要ではないかと考えますが、市長のお考えをお伺いいたします。以上2点について、よろしくお願いをいたします。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの塚本議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、高齢社会に対する今後の福祉施策についての御質問でございます。高齢化率が33%を超え、その約半数がひとり暮らし高齢者または高齢者夫婦世帯となっている現状におきまして、高齢者が地域で生活していただくための高齢者福祉施策は、議員御指摘のように、最優先の政策課題と考えております。その目指すところは、議員の御質問にあるように、介護が必要になっても自宅で生活することができ、しかも本人の人格が尊重された介護を受けることができる地域をつくっていくことであるとと考えております。

高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画に伴う市民アンケート調査によりますと、介護が必要になった場合の生活希望場所といたしましては、自宅で生活をしたいという人が約55%を占めて最も多く、介護保険施設などで介護を受けたいという方が約25%という結果になっております。いつまでも自宅で生活をしたいという高齢者の願いを読み取ることができます。

そのためには、介護保険料を見ながら入所施設の適切な整備を行うとともに、介護が必要になった場合でも住みなれた自宅でいつまでも生活していくことができるよう、在宅サービスや地域生活を支援するサービスの充実努めていきたいと考えております。

次に、家族介護に対する支援策についての御質問でございます。介護保険制度は介護を家族負担から解放し、社会の仕組みとしての介護へと大きく転換をさせ、一定の成果を果たしてきたと考えております。しかしながら、一方では御指摘のように家族介護に対する評価がほとんどなされていないのも実態でございます。事業計画に伴う市民のアンケート調査によりますと、今後力を入れてほしい介護保険事業について、低所得者への負担軽減対策や家族の介護負担を軽減するための事業の充実が上位を占めた結果となっております。

市といたしましても、家族介護に対する身体的・精神的・経済的負担の軽減を図る支援策を充実してきました。家族介護教室、家族介護用品支給事業、昨年度からは家族介護リフレッシュ事業、今年度から取り組んでおります市民総ヘルパー事業についての目的の一つは家族支援にございます。

そして、御質問の手当につきましては、現在、家族介護手当支給事業を行ってはおります。家族介護手当支給事業は、低所得者の介護に要する経済的負担を軽減させる目的で、在宅で要介護3以上の高齢者を介護

しておられる市民税非課税の市民を対象に、月額5,000円の介護手当を支給しておるところでございます。

いずれにいたしましても、家族介護を支援していくことは今後とも重要な課題であり、施設入所者とのバランス等を見ながら充実をさせていきたいと考えております。

次に、地域に密着した福祉の施策についての御質問でございます。御指摘のように、介護保険制度は公的制度であり、全国一律のサービスを提供しております。その地域特有に求められるサービスは、地域支援事業や在宅福祉事業で独自に提供していくこととなります。

安芸高田市における地域課題としては、さまざまな課題があります。一例で答弁をさせていただきますと、まず、高齢化やひとり暮らし化が進み、地域に支援が必要な高齢者が多いということでもあります。これに対しまして、今年度市民総ヘルパー構想で生活・介護サポーター養成に取り組んでおります。地域全体の介護力を向上させ、互助の地域づくりを支援する取り組みを始めております。

次に、地域で生活をしていくためには、医療や買い物など移動手段の確保が必要であるということです。これに関しましても、この10月からデマンド交通運行体系、新交通に取り組むこととしております。福祉輸送の面では、現在、高齢要介護者の外出支援サービスなど事業は行っておりますが、福祉輸送のさらなる充実に向け検討するよう、担当部局に今、指示をしておるところでございます。

御質問にあります冬の積雪による外出阻害に対する施策といたしまして、例えば除雪に対する公的サービスは現在ありません。地域の互助の力をお貸ししていただいているか、シルバー人材センターや市社協のほほえみネットで対応していただいているのが実態でございます。

いずれにいたしましても、地域課題に対応した施策を行うことは、高齢者や障害のある方が、いつまでも住みなれた地域で生活するためには必要不可欠でございますので、皆様の御意見をいただきながら取り組んでいきたいと考えております。どうか御理解を賜りたいと存じます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

19番 塚本近君。

○塚本議員 ただいま、答弁をいただきましたが、市長の方もこの介護の事業に対しましては、最優先で政策課題として考えるという認識につきましては、そういうお言葉がありましたのでよくわかりますし、今後この事業に対して進めていただかなくてはならないというふうに思います。

そこで、私が言うまでもないんですけども、市長の答弁の中にも介護を必要とする人は増加しておるということもありましたし、しかし、反面、施設や介護労働者は不足して、介護サービスの方も年々低下しているように私は思います。その結果、介護は家庭内にゆだねておりますけれども、施設サービスも国の方の政策も在宅介護という方向に進んで

いる中、先ほど質問しました2点について、ぜひとも今後考えていただかなくてはならない問題ではなかろうかというふうに考えております。そのためには、先ほど言いましたように、社会的、あるいは地域的にセーフティーネットといいますか、そういうネットを活用して、介護労働者だけではなく、介護に携わる人の環境整備が今後非常に大事だろうというふうに考えております。

市長さんの答弁を聞きますと、認識は十分持つておられるようでございます。時期も9月ということでございます。来年度の予算編成にも今後このことは反映させていただきたいというふうに思いますし、今、どういいますか、いろんな政策が先ほど支援政策がありますけれども、その充実、また、今後新しい政策的に考えられることがあれば、御所見をお伺いしてみたいというふうに思います。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの塚本議員の再質問に対して、お答えをしたいと思います。

言うまでもなく、この福祉介護につきましては最優先課題ということで認識はしております。それで、在宅の介護でございますけど、在宅がしやすいための地域の支援体制づくりですね、これをこれからもしっかり考えていきたいと思っております。また、例えば、今後、これはまだこういう考え方があるというんで御理解賜りたいと思うんですけど、例えば介護保険とかと、地域のもやいですね。いわゆる貸し借り、労力の貸し借りとか、そういうものとか、今後国に対しては、地域、家族介護に対しての介護保険の支援ができるようにとか、こういう課題を一つずつ要望していきたいし、整理もしていきたいと思っております。

いずれにしてもこの地域で、みんなで支え合っていくというテーマのもとに皆さんと一緒に頑張っていきたいと思っております。そういう意味でのこのたびの市民総ヘルパーでもございますんで、よろしく協力のほどお願いしたいと思います。

新交通にいたしましても、まだどういう方向になるかまだはっきりわからなくて、やってみながら手探りで、地域の皆さん方の支援ができるようしっかりとした方向性を見据えていきたいと思っておりますんで、協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

これをもって、塚本近君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 金行哲昭、政友会でございます。私は、通告どおり、大枠2点、消費者行政についてと安全について質問させていただきます。

まず、消費者行政ですが、先日内閣府の局外局として消費者庁を設置し、政権がかわった民主党の方ではいろいろ言うてはおられますが、設置を飛び込みでしております。大変必要なことだと私は思います。



消費者を取り巻く経済環境は、経済社会の高度成長化、グローバル化、規制緩和等により急激に変化しております。これに伴い消費者に提供される商品、サービスの利便性は向上し、選択肢もふえておる反面、悪質な業者による消費者トラブルが複数、また多様化しております。中でも高齢者に対して巧妙な手口でだまし取るので、さらなる対策が必要と思います。フリーローンによるサラ金等においても問題が深刻になり、社会的な問題となっております。その解決は、安全で健全な社会を形成するために極めて重要な問題であり、今後の債務整理だけでなく、生活再建、支援促進及び多重債務に限らず、いろんな防護策等々を総合的に進めていく必要があると思います。

そんな中で我が市も21年5月1日から24年3月31日までの間に消費者行政活性化方針を出されております。内容といいますと、相談内容の充実を図るため、国民生活センターが開催する消費者相談に関する研修に相談員及び担当職員を参加させ、相談窓口を充実する等々、また、多発する高齢者をターゲットとした悪質商法や振り込め詐欺等々の防止を中心にした消費者への啓発を強化する、市民の消費者問題に関する意識向上を図るための各種イベントを通しての専門的な講演やチラシ配布などで広報等々の啓発活動をする等々で、いろいろ施策は5月1日から平成24年までにいろいろあるとしておりますが、我が市の今の現状では、どのような現状を把握されてるか。また、これは我が市がその中で、やっぱり本当に気をつけないけんのは消費者本人じゃ思うんです。その教育が必要だと私は思うんです。それで、どう考えておられるのか、お聞きします。

また2点目としましては、安全についてでございます。以前も私はこの安全については質問させていただいております。安全ですから、これで終わりということはないですから、すべて、ずうっと安全についてはやらせてもらおう思うんですが、この安全については場所のことなんですよね。県道吉田線、吉田口停車場落合橋のこの、場所はわかってくださると思うんですが、交通事故、ヒヤリハット事故が多発して、先日もヒヤリハットがあってから、信号機等々にも車が追突した場所でございます。下小原の以前の大杉商店のこの落合橋でございます。その信号灯の、いろんな変則信号で、路地が4つ、四差路になっているいろんなやっぱり問題なとこでございます。いろいろ関係者、県の方も警察の方もいろいろ辛苦されているいろいろ策はやってくださるとるんですが、事故が多いということではっとけないということが、私もですが地域の意見で出ておりますので、その方法をどう考えておられるか、また警察と県とにどのような働きかけをしてくださるとるのか、早急にそういうのは解決してもらいたいのが1件。

2点目に老人ホーム百楽荘から小原に向かったの市道ですかね、柳原線いうですかね、あっこは以前から下の道路が狭いということで、待機所いう等々で非常に行政の方も辛苦してくださるとる。木も切ってくだ

さい言うて、持ち主がございますので、すぐ切られないということも私も把握しております。

中でも、今、日没も早くなりましたんで、早く日が暮れるようになって、あっこで女性の方や、それからウオーキングされる方が散歩いうんですか、健康管理をやられとる中で、街灯が百楽荘の方が1個しかないんですよ。そこで、その中のほとんどが薄暗いところで吉田高校の通学路であり、そういうウオーキングさんと、こうなって、変質者いうんですか、後ろからだれか追ってくるということも二、三回聞いて、私も3遍ぐらい行って、私が行ったときはだれも追うちゃあこなかったんですが、そういうことも聞いておりますし、非常にこれはほっとけない思うんですよ。それはあんた、もし何かあってやるんじゃあ全然意味がありませんので、そこらを早く安全、街灯ですかね、そういうのを考えてほしいというのを2点目で私は質問したい次第です。

安全いうのは、何かがあってからでは遅うございます。そこを市長、前向きな答弁をいただきたいと思ひます。終わります。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの金行議員の御質問にお答えをいたします。

消費者を取り巻く環境は経済社会の進展により商品やサービスが豊富で便利になる一方で、クレジットカードの普及や通信販売、訪問販売等販売方法や取引形態の複雑化に伴い、事業者と消費者におけるさまざまなトラブルが年々増加する傾向にございます。こうした消費者トラブルは消費者と事業者の間にある情報力や交渉力の格差が構造的な原因として上げられます。

その解決のため、専門的知識を持った消費生活相談員を1名配置をいたしております。週に1回、相談日を開設いたしております。相談員は消費者自身が事業者と自主的に交渉できるように助言をし、必要によってはあっせん等を通じて問題の解決に導いております。また、開設日以外の相談につきましては、広島県生活センターの相談員等への紹介を行い、早期の解決に努めておるところでございます。平成20年度の消費生活相談は総件数83件ございました。そのうち高齢者による消費生活相談は65件でございます。その主なものとして、寝具類の訪問販売、催眠商法が16件、眼鏡、磁気治療器等の訪問販売が8件、消費者金融などの多重債務相談が5件でございます。クーリングオフの指導、業者等へのあっせんによりその解決に導いております。

消費生活行政につきましては、まだ市民の皆様方にとって十分認知されたとは言えない分野であると理解しております。国におかれましては、消費者庁の開設により、啓発事業等の支援などもあるように伺っております。これを最大限に活用し、消費者被害の未然防止や拡大防止のため、高齢者や市民の皆様方に情報提供及び啓発事業等を行ってまいりたいと考えております。よろしく御理解を賜りたいと存じます。

次に、安全についてという御質問のうち、危険な交差点についての御指摘でございます。場所につきましては、議員からも御説明がありましたように、甲田町下小原の主要地方道広島三次線と県道吉田口停車場線が交差する信号機のついた交差点でございます。この交差点は、地元の皆さんはよく御存じのように、JR吉田口駅方面からの市道が斜めの鋭角に進入する、いわゆる交差点としては特殊な構造を持ったものでございます。

以前からこの交差点の危険性については指摘があったことから、昨年5月には安芸高田警察署において、交差点内に右折誘導線と停止線を表示していただいた結果、一定の成果があらわれ、交通がスムーズになりましたが、完全に解消されたという状況ではないようであります。

いずれにいたしましても、大規模な交差点改良はすぐには実施できませんので、道路案内表示の変更や、小規模な修繕工事、蛍光の誘導ポールの設置など現地に即した施行方法を、安芸高田警察署や道路管理者等関係機関との協議の上、最善の方法を検討してまいりたいと考えます。

次に、県道吉田口停車場線から特別養護老人ホーム百楽荘へつながる市道柳原線に防犯灯をという御質問でございます。御指摘のように、県道から進入しますとすぐに両サイドを大きな木で囲まれ、昼間でも暗い状況にあります。現在、市では防犯灯の設置基準を定めておりますので、これに照らし合わせながら、また必要に応じて関係者の方々と協議の上、早急に防犯灯設置について検討してまいりたいと考えます。よろしく御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

15番 金行哲昭君。

○金行議員 今、市長から答弁いただいたんですけど、消費者庁の分は9月に国がやって、何かがあったら国の方へ申し出て、県を通して申し出るんかわからんが、そのフィードバックでまた事故防止になるんだと思うんですが、そうですね、後、それは答弁してください。

そういうことで、これはあったから、問題が起きたからでは、僕は遅いと思うんですよ。今、うちの担当は1人しかいないということで、人数も少し、電話しても出ない等もあってはいけない、また、週に水曜日9時半から何時まで、あとは県の方へ、センターの方へ回しなさいということもうちの広報じゃしておりますが、なるべくならやっぱり、御年配の方が困るとるとこだけ、役場にいるときに何かの返事を言うことは安心ですよ。そのことは積極的に、1人しかいないということもありますが、それを1人じゃなくてもその担当課に電話したら何か答えてあげて、安心させて、早かったら警察へ連絡し、担当の警察で解決するようにしてあげなくちゃいけないと考えますが、その点どう思われるか。

それと、安全の面ですけど、それは落合橋のところはいつでも出とるし、線も昨年引いてもらって、それは皆さんも便利よくなりましたので、

そこはハード的にすぐ経費もかかることでできないこともあるのが、今市長が言ったように、できるところは早急に、早急に、それでまた線が薄くなったら濃いくね、いうのは早急にやっていただきたいと思います。

それからもう1件、柳原線ですよね。防犯灯、これえっと考えることなく危ないんですから、それはだれもいけんいつていうて人おっちゃんない、地域の者もいうこともあります、早急にあしたからでも行動移してください。お願いします。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、今の消費者の窓口につきましては1人ということでございますけど、平素は職員もある程度対応できるように、そういう対応づくりについては指導していきたいと思っております。

それから、吉田口の交差点につきまして、これまでも言っただんかもわかりませんが、現在の結果と成果の検証を踏まえて、次の展開はまた要望をしていきたいと思っております。これ、管理者が一応広島県知事なんで、要望を申さしてもらいたいと思います。

それから、最後の柳原線でございますけど、今、うち、防犯灯の設置基準でございますんで、先ほど早急に検討させていただきますというような、いわゆる行政用語ではないんで、すぐ検討はさせていただきます。安芸高田市全体の一応基準もございまして、これらと照らし合わせながら設置をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。この防犯灯の必要性につきましては、十分理解をしたつもりでございます。

○藤井議長 以上で再質問の答弁を終わります。

以上で金行哲昭君の質問を終わります。

この際、2時5分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時50分 休憩

午後 2時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 1番 無所属、前重昌敬でございます。本日最後、御質問をさせていただきます。

本題に入ります前に、若干お時間をいただきたいと存じます。

このたび、7月19日日曜日から21日火曜日にかけての中国・九州北部豪雨で、安芸高田市と姉妹都市であります山口県防府市では、山陰沖から近畿地方を通過して東海地方に延びる梅雨前線に向かって、非常に湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発化し、7月の月間降水量平年値に相当する332ミリの雨量を観測。1時間雨量では72.5ミリ、24時間雨量では275ミリとそれぞれ観測史上1位を更新するゲリラ豪雨となり、特に皆

様御承知のとおり、防府市真尾の特別養護老人ホームでは、土石流により7名の方々が、また、下右田地区、奈美地区など、同じく土石流で7名の方々が、合わせて14名の方々が亡くなりました。

また、豪雨による家屋被害状況は、昨日までの防府市の調査では、床下浸水が1,012軒、床上浸水が110軒、家屋の全壊が31軒、半壊が63軒と、甚大な被害が出ております。このことに対し、亡くなられた方々の御冥福をお祈り申し上げるとともに、今回の災害で罹災された多くの市民の方々に対しまして、衷心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

新聞紙上を見ておりますと、この豪雨に対して政府が先月25日、激甚災害に指定する閣議決定がなされ、今月3日には防府市内の8地区で継続していた避難勧告をすべて解除された記事が載っておりました。これに伴い、災害対策本部を解散し、災害復興本部に移行されました。松浦正人防府市長も今回の教訓を生かしていかなければならないと言っておられ、安芸高田市民も人ごとではない認識に立ち、一刻も早い被災者の救済、被災地の復興を望むものであります。

以上、お時間をいただき、ありがとうございました。

それでは、早速本題に入らせていただきます。さきに通告いたしております大枠3項目について、お伺いいたします。

まず最初、1項目として、安芸高田市地域防災計画における災害時要援護者対策につきまして5点、市長にお伺いするものでございます。

若い世代から高齢の世代の方々だれもが、この安芸高田市に住んでみようかと思われ、考えられるとき、このまちは本当に安全で安心して住めるだろうかと、最初に家族の中での会議の話の中で考えられることではないでしょうか。浜田市長も昨年、ことしと、3月の施政方針演説の中で、安芸高田市の将来像でもあります人輝く・安芸高田を目標に、夢と希望の持てる安心して暮らせるまちの構築を目指してまいりたいと述べておられます。

前段で触れましたように、観測史上1位を記録したなどの言葉には、この安芸高田市におきましても平成18年9月16日から18日までの台風13号に伴う豪雨災害におきまして、3時間で180ミリという記録的な豪雨となり、各地で道路、河川、水道、家屋、農地等の施設に甚大な被害を及ぼしたことは、市長、市民、皆様におきましても記憶に新しいことと思います。

市におかれましてもこうした教訓を胸に、機能強化のため、今年度より危機管理室を再編設置され、災害対応等、いろいろな場面で市民に細かい対応ができる仕組みを確立されてきておられます。また、過去を見ても合併当初より、同僚の議員さんによりまず地域防災計画に対しての一般質問も毎年行っておられる状況でもございます。

そこで、市長にお伺いいたします。若干、一部重複しての質問でもございますが、1点目、在宅施設における気象、災害情報を伝達するための防災無線等の施設整備の取り組み状況について伺います。

2点目におきましては、こうした社会福祉施設、病院等の安全避難対策の中で、1点、組織体制の整備の取り組み、2点、施設整備等の整備の取り組み、いわゆる耐震性、安全性の向上等です。3点目、避難体制、環境整備の取り組み、こうした土砂災害を想定した形になろうかと思えます。4点目、情報伝達手段である防災無線の統一ということで、1点目の質問と重複しますが、この辺の市長の所見を伺います。

3点目に、災害発生時の高齢者、身体障害者等における対応マニュアル作成に対しての取り組みはどこまでできておられるのか、お聞きします。

4点目に、避難した後の介護を適切に行う、いわゆる介護ボランティアの育成の取り組みはいかにされておりますか。そうした点もお伺いしたいと思います。

5点目として、在宅における災害時要援護者支援制度の取り組み状況について、お伺いしたいと思います。

次に、大枠2項目として、先ほども市長の方から若干答弁がございました、新しい公共交通体系であります予約乗合ワゴン（仮称）の10月からの一部地域運行に向けて準備を進めておられる状況であります。これにつきましては、地域に出られての説明会も実施され、また、広報等を通じ、市民への周知もあわせてできている状況と思えます。

そこで2点、市長にお伺いいたします。1点目、障害のある方々の社会参加等移動の積極的な支援策は考慮しておられるかどうか。2点目に乗合ワゴン車両の待機時間などの有効利用は考慮しておられるか、お伺いしたいと思います。

最後になります、大枠3項目として、ことし3月の定例会でも質問をいたしました、地域医療体制の充実について2点お伺いします。

人間の命にかかわる医療体制の充実は、何にも増して最優先として取り組まなければならない問題であります。そこで、市民のこうした不安を解消するために、1点、これまでの取り組み状況をお伺いします。特に、医師、看護師等不足による確保対策等に対しましてお伺いいたします。

2点目に、今後そうした状況の中、市としてどのような対処をされておられるか具体的にお伺いします。

以上、大枠3項目の中で、市長の御意見をお聞かせ願いたいと思えます。なお、再質問、再々質問は自席にて行わせていただきます。

○藤井議長 ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの前重議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、地域防災計画における災害時要援護者対策のうち、気象・災害情報を伝達するための施設整備についての御質問でございます。現在、主には電話もしくは有線放送による情報伝達を考えておりますが、特に、有線放送の加入率が低いこと、防災無線においても統一がなされていない

いことから、地域情報化推進施策として統一的なシステムへの再編に向け、整備手法を検討しておるところでございます。

いずれにいたしましても有事に際しては、その他、市広報車や消防団、自主防災組織や地域振興会など、あらゆる連絡網を駆使しながら、必要な情報を迅速かつ的確に伝達する必要があると考えております。

次に、社会福祉施設、病院の安全、避難対策についての御質問でございます。こうした災害時要援護関連施設につきましては、過去の災害を教訓として、特に避難につきましては、他と比べていち早く市が避難準備情報を出していく必要がございます。そのため、施設としての組織体制の整備、施設・設備等の整備や避難体制、環境整備について条件整備をしていただく必要がございますので、市地域防災計画に基づき、関係部局と連携の上、必要な指導助言をさせていただきたいと考えております。

次に、災害発生時の対応マニュアルの策定についてでございます。基本的な部分につきましては、既に地域防災計画にあらわしておりますので、個別に詳細なものが必要であれば検討してまいりたいと思っております。

次に、介護ボランティアの育成についての質問でございます。避難時あるいは避難後の生活の支援のため、御指摘のとおり介護ボランティアが必要になってくるものと思われまます。現在、市民総ヘルパー構想の中で、生活介護サポーター養成講習を2期に分け実施しております。こうした受講者の中から介護ボランティアへの参加が進めば幸いですし、また、これを促してまいりたいと考えております。

次に、災害時要援護者支援制度の取り組みについての御質問でございます。本制度は、平成18年に国が示した災害時要援護者の避難支援ガイドラインを出発点として、現在、全国の各市町村において取り組みが進んでおります。本市におきましても、手続や準備を進める中、情報公開・個人情報保護審査会の承認を受け、本年5月から地元説明会を実施し、まずは一番身近な地域で避難支援者を定めていただけるよう、それぞれの地域において取り組みを進めていただいているところでございます。

いずれにいたしましても、災害時要援護関連施設同様、早い段階で市におきまして、必要な情報を迅速にお知らせすると同時に、支援の対策を講じていく必要があると認識をしております。

次に、予約乗合ワゴンについての御質問でございますが、予約乗合ワゴンの障害のある方への支援策につきましては、ワゴン車の運行に伴い、福祉部局と企画部局で協議を行い、利用料金体系や、福祉面の現行の移動支援制度との調整を図ってまいりたいと思っております。その中で障害のある方の料金につきましては、できるだけ利用していただきやすい料金の設定を目指し、障害者手帳の提示により、同一町内の移動は100円、また町域を越える移動につきましては200円という料金を設定をしているところでございます。この予約乗合ワゴンによって外出すること

が楽しみになり、一層の生きがいが生まれてくることを期待しているところでございます。

しかしながら、この乗り物を利用できるのは、原則として一人で乗りおろができる方としております。乗りおりにサポートが必要な方は、補助者と一緒の御利用をお願いをしております。また、車いすに乗ったままの乗車は行っておりません。今後につきましては、障害のある方も、新たに運行する予約乗合ワゴンの利用者と同様に、利用者負担が少なく、安価で外出することができる仕組みづくりを考えていこうと思っております。通院などを目的とした福祉部門の補助制度と組み合わせにより、今後公共交通協議会の中でも検討して取り組んでまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、車両の待機時間等の有効利用についてお答えをいたします。安芸高田市では、朝夕の路線バスと昼間の予約乗合ワゴンで活用する車両を、国や県からの支援を受け、来年度までに16台購入するよう計画を進めております。この車両を、市内運行事業者等に貸与して、時間帯に応じて路線バス、予約乗合ワゴンとしてそれぞれ運行させてまいります。今後は、各種のイベント時に各地域と会場を結ぶシャトルバス、学校行事の送迎、観光客を対象とした運行など、車両の総合的な有効活用を検討してまいりたいと思っております。

次に、地域医療体制の充実についての御質問でございますが、市民一人一人が地域で安心して暮らすために、身近な地域においてそれぞれの病状に応じた適切な医療が受けられることは重要であると考えております。こうしたことから、かかりつけ医から高度で専門的な医療機関まで、さまざまな状況に対応できる地域医療体制の確保が必要と考えております。

住民生活の安心の基盤を確保するために、僻地診療所の整備・運営、僻地患者輸送車の運行、中核病院である吉田総合病院への支援等取り組んでいるところでございます。中山間の地域医療を支えていくためには、医師・看護師の確保は最重要課題であります。本市といたしましては、吉田総合病院への自治医大医師派遣の要望を県に対し、国に対し、毎年いたしております。医師確保は全国的課題でもあるため、全国市長会からも国へ医師確保対策の要望書が出されているところでございます。

また、医師不足を補うためには、市民の皆様方の理解と協力も必要であります。夜間等における適正受診を促進するための普及啓発や、小児救急対策として小児救急の受診のフローチャートや子供の応急処置のパンフレットを作成配布、かかりつけ医を持つことの普及啓発等を考えております。また、看護師につきましては、医療現場においては、医療技術の進歩、患者の高齢化、重症化、平均在院日数の短縮等に伴います看護師業務の複雑多様化、高度化などにより、過重な勤務を余儀なくされていると聞いております。看護師確保対策の一つとして、潜在看護師の復職就労促進が必要ではないかと思っております。



医師・看護師確保等、地域医療を取り巻く環境はますます厳しくなっていくと思いますが、今後とも医師会や関係機関等と連携を保ち、市民の皆様方が適切な医療が受けられるよう、地域医療体制の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

再質問の許可をいたします。

1番 前重昌敬君。

○前重議員 今、市長の方から御答弁をいただきました。

まず、防災計画につきまして、これにつきましては先ほど来お話をさせていただきましたように、平成18年の豪雨から、その以前にかけてもそうでございます。平成16年6月の市長答弁もございました。情報伝達、また今も答弁いただきました有線放送、無線放送、また有線の防災無線等、できているところ、できてないところ、そういう中で同報系等で検討していく、研究を進めてまいりたいという答弁が今までも過去何回か答弁をいただいております。特に最近では19年の2月、県総合通信網の衛星デジタル化整備費用負担金等を予算措置し、災害警報情報などの安定した通信の確保を図る、市長答弁をいただいております。そうした流れを受けて、やはりこうした質問が出ている中、そういう情報の設備の観点がおくれている状況ではないのかなど、私は若干思うわけでございます。私も入らせていただいて1年たつわけですが、そうしたところが若干わかれば、御答弁をいただきたい。

2点目に社会福祉施設、病院等の安全、避難対策につきまして、御承知のように、今防災計画の中ではうたわれております、災害時、7節でございますが、要援護者対策に関する計画ということで私もこのたび、防災計画の資料をいただきまして確認をさせていただきました。というのも、先ほど当初、冒頭にお話をさせていただきましたように、もういつどこで、こういう災害が起こるかわからない。そうした中で、先ほどありましたようにあったからでは遅い。あったからでは遅いわけなんです。じゃあその前に何をしないといけないか。そうしたところを、やはりここの避難対策等の組織体制の整備の中で、社会福祉施設の中で、市はそうしたところを指導するというのもうたわれております。実際、社会福祉施設の方へお聞きさせていただきました。そうしたところが、市の方からもないと。そうしたところをやはり指導していかないと、今後たっとおくれていく状況ではないかと思っております。

特に、御承知いただきますように、今、各安芸高田市内合併しまして、こうしたハザードマップ、こうしたものをつくられております。ただ、これをできて配られただけでは役に立たないと私は思うとります。これをじゃあ、いかにして有効利用するか。確かにごらんいただくとる方はあるかと思っておりますが、こうしたところをやはり今、市長も答弁いただきました自主防災等々を通じる中で、しっかりと説明責任を果たしていくというのが大事じゃなかろうかと思っております。その辺のこうした、できた

ところの形での状況がいかなるところへ説明ができてるかというのは、やはりまたお伺いしたいと思います。

このハザードマップの中で、特に土砂警戒区域というのも示されております。ごらんいただければわかると思いますが、そういう土砂警戒、特に警戒ですね、警戒をするところはこうした緊急を要するところがございますので、ぜひ、そうしたところを見逃さないように、やはり指導していただくのが市としての責務ではないかと考えます。

施設、設備等の整備につきましても、やはり耐震性、安全性等を指導するという形で文言が入っております。そうしたところも今後、しっかりと指導をしていただければと思います。

在宅の災害時の関係で答弁をいただいております。この辺につきましては、先ほど自治消防の中で災害時要援護者制度というものも構築された。今も、民生委員さんの会長さん等に聞きますと、今しっかりと出かけて、皆さんのお話の中で登録をしていただいとるということを確認をさせていただきました。しかし、そうした流れの中で、これからいろいろと自治会、また講中の方へ出かけてお話をされるということをお聞きしましたので申しませんが、そうしたところへやはり住民の皆さんが周知徹底できるように市からの適切なる指導を望むものでございます。そうしたところで、これに対する答弁はよろしゅうございます。

あと、介護ボランティアの育成でございます。今も市長さんも答弁いただいたように、市民総ヘルパー構想の中で、ボランティア参加を促すということは大変いい形だろうと私は思います。これを早い段階でそうしたところで皆さんに促していただければと考えます。その辺の答弁はよろしゅうございます。

あと、最後に、こうした災害の防災計画の中で、御承知だろうとは思いますが、前回21年の9月1日、ちょうど防災の日でございますか、その中で、水害時の避難をどう促すかという新聞の掲載が出ております。その中では、行政は住民が自分で状況を判断できるようなツールを提供するとともに、自助を促す努力が必要だということを明言されております。確かにそうしたところは、もう判断するということになると情報の伝達がおくれるか否かによって、こうした防府市の大惨事を招くという形があるかと思えます。そうした流れの中で、今、市長さんも答弁ございました。こうしたところを市としてしっかりやっていくんだというところの市長の答弁をいただきたいと思えます。

2項目の予約乗合ワゴン、これにつきましても先ほど来から答弁をいただきまして、障害のある人、御承知のように身体障害者の方、知的障害者の方、精神障害者の方、御承知のようにこの方々がおられます。こうした方々の目線に立っていただいた流れの中で、やはりこういう事業を進めていただかないといけない、私は思います。ただ、今の協議会があるからその中で話をしましただけでは、前に行かないんじゃないかと。そういう団体とかの中へ呼んでいただくか、入っていただい

て、やはり御意見等なりを聞いていただいて、早目の対応等をお願いできればと。

御承知のように、今の障害での手帳の保持者、これは3月31日現在でございしますが、2,578名の方々がおられるという状況になっております。やはり、そうしたところを市としてもそうした方々の目線に立って、状況を把握していただきまして、確かに先ほどの答弁の中で、利用者の満足度が高まる形態に向けて随時見直していきますという答弁も、資料がございします。そういう中でも、やはり早目の対応ですね。そうした流れの協議をしていただきたい。特に、今の障害者等の通院費の補助金支給事業、20年度では417万ばかりの費用、市としてのですね、こういう費用しか出ておりません。そうした障害者の目線に立ったときに、今も話出ました、市独自の事業をもっと早い段階でできないものか、こうしたところの市長の答弁を伺いたいと思います。

あと、予約でございします。この辺はまた施設等でお話を聞いていく中では、やはり障害を持っておられるということになりますと、なかなか予約ができない。また、手帳もしっかりと持って見せられるかどうかいうところも、しっかりと御確認を検討していただきたいと思います。そういう引率等も含めて、細かいことは申しません。その方々が一番何を目的に、念頭に置いておられるかということは、社会復帰なんですね。社会復帰と社会参加、そうした中での移動等の事業、支援を市としてはしてもらいたい。御承知のように、要望の方も市長さんへ、団体の方から要望書も提出されておるとおもいます。そうした中では検討しますというところも確認をさせてもろうとりますので、ひとつ、そうした方々の目線に立っていただきまして、そういう事業展開の答弁をしていただければと思います。

最後、地域医療の関係でございします。一つ、市長さんにお伺いしたいところは、この中核病院でございします吉田総合病院、これはどういう位置づけであるかということをちょっと御確認をしたいと思います。

この病院自体の位置づけによっては、やはり、先ほど答弁いただきました。じゃあ、市としても何がしかのことはしていかないとけないということで、医師不足、看護師不足、そうしたところをやはり県の方へ要望してますよという形は聞いております。しかし、私らにすれば、そういうのがじゃあ、どういう報告が県から上がってきてるのか。じゃあ全国からはどういう報告があってるのか、そうしたところもお伺いしたいと思います。

あと、市の医師会で平成18年度から19年度まで、小児救急医療、医師の研修、小児科対策ということで、3回実施されておりました、これが今途切れとるということになっとるんじゃないかと思いますが、そうしたところも市ではやはり、前向きな対応で進めていくのが当然じゃなからうかなと思います。

それとあと、J A吉田総合病院との運営協議会、これ今、市長さん、

議長さん初め、担当の部長、課長さん、年2回、行っていただいております。ただ、その内容も、ただやるだけで終わる、報告だけで終わる、これではっきりしてよいのかどうか。できれば今の委員会とも設置ができますよとかいう要綱があれば、そういう作業部会とかを開く、やはりそういうところから入っていかないと、私も3月に質問させてもらいましたが、連携していきます、確保に向けてやっとなります、それだけで終わってよろしいのか。やはりそういう作業部会に入っていないといけない。そういう点のところを市長の答弁をいただければと思います。

そういう今の、また一番市民が安心して、ここの市内へ住もうと思うときには、やはりそういう病院、医師会、中核となって一緒にやっていかにやいかんという中では、やはり今後そうした皆さんの意識改革、そういうものをやはり医療問題、また地域医療を考える市民の集い、こうしたものも開催するべきではなかろうかと私は思います。

今のそうしたところを江津市、御承知のように新聞でもごらんいただきましたが、そうした開催もされております。やはりそうしたところをお互いが病院側、市、医師会、ただうやむやにするんじゃないで、やはりこれからもう待たない状況でございます。そうしたところを市として行動を起こしていただきたい。アクションを出していただきたい。こういうところを最後に市長の答弁をお願いするものでございます。よろしくお願ひいたします。

○藤井議長 ただいまの再質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの再質問に対してお答えします。たくさん言われたんで、ちょっと漏れたら失礼だと思いますんで、御勘弁ください。ちいと分けて言うてもろうたらいいんですけど、私もこの頭1個しかないんで、おたくはメモ持っていていいんですけど、ちょっと困りますんで、よろしく。漏れたら失礼お許しください。また後から答えますんで。

まず、危機管理体制のことどうかというんですけど、この安芸高田市はほかの市町に先駆けて、この4月に危機管理室いうのをつくったんですよ。この意気込みを感じてもらいたいと思います。そうかといって、今まで防災計画あるんですけど、他の市町においても棚に飾ってあるような防災計画と思うんですよ。そうじゃなしに、ちゃんとした実のあるものにしようじゃないかということで、この危機管理室をつくらせてもらいました。

この中で今職員に指示していることは、今ハザードマップの見直しを言っています。私が市長に就任したときできてましたけど、これを見直しというのはどういうことかと言ったら、もっと市民に見やすいものにしようとか、もっと安芸高田バージョンで、例えば避難場所とか避難地とかそれとかAEDかな、あの器械を置いてある場所とか、こういうような皆さんにわかりやすいものにしていこうということです。

それから、この危険地も今急傾斜のマップを利用しとるため、安全な

とこだけど危険地のところへ集会所があるようなこともあるんで、この安全も精査しまして、ちゃんとあなたの避難地は安全なんですよと、やっぱりちゃんと調べてから明示してみたいと、こういう意味で、つくったばかりですけど、見直しをかけましょうという指示を今しておるところでございます。

それからもう一つは、災害に対するパターン化しようということを今、提案しています。どういうことかと言ったら、やっぱり安芸高田市の我々市町も、こういうことを言うのは、単純に正確な指示ができにゃいけんということで、今指示してるのは、パターンを5つぐらいに分けようと思うとるんですよ。例えば、山火事の場合とか、例えば住民の方々が山のどっかに行っていなくなっちゃった、搜索をせないけん場合と、それとかこのたびのように伝染病を伴う場合とかいうようにパターン化をして、そのパターン化によってこういう手順を踏んでいくんだと、どこに連絡していくんだということをしっかりしとこうと思ってます。このことが、やっぱり防府市のやられたことを教訓にして、こういうことを職員に今、指示しております。見やすいマップをちゃんとつくっていくこと、危ないところは危ないことちゃんと指摘をしとくと、そこは県とか国とかいうんじゃないしに、例えば、レッドカードの危険な区域につきましても、安芸高田市の市役所の雨量が40ミリになったら、もう勧告してもらおうとか、こういうような地域的なバージョン、わかりやすいものはつくっていきたいと思います。それは早急にやりたいと思っています。これが災害発生時の対応マニュアルということで、理解してもらえるとと思いますが、こういうものをこれからつくっていこうということなんで、御理解をしてもらいたいと思います。

また、作成に当たっては、皆さん方の御意見とか聞いていかないけんと思えます。それで、逃げるにしても、内水排除で水位が上がってつてからいけんとか、水位の状況、例えば雨が降ったら、例えば吉田でいうたら、今の私の方の地域から吉田小学校には水がつかつとるとか、こういうように地形の状況もわかりやすいように市民に明示するマニュアルが要るんじゃないかと思っております。

私が言いましたら、このマニュアルにまたうちの防災計画をあわせていってもいいんじゃないかと思うぐらい、これ大事なもんだと思ってます。いずれにしても、だれが見てもわかりやすいマニュアルをこれからつくっていきたくと、かように思っております。もうこれ、職員には指示してます、こういうのつくっていこうということで、楽しみに期待してもらいたいと思います。

これが第1点と、さっきの窓口一本化とか、支援についての身障者の方々をどう扱うかということでございます。もちろん、身障者の方々には行政的な支援もしていきますけど、私は今回の新交通の窓口を一本化にしていきたいと思ってます。その中で、ちゃんと、例えば、車いすだったら介護タクシーを利用しなさいとか、こういうような振り分けをし

ていきたいと思っております。

市の独自の支援についてでございますけど、これはやっぱり他とのこれ、全体との事業のバランスを見ながら、やっぱりできることはしていきたいと思っております。福祉だけやっとするわけじゃございませんので、全体とのバランスの中で、こういう支援もしていきたいと。ウエートとしては非常に高いウエートだと思っております。

それから、吉田病院のことは言われました、どういう位置づけかということですけど、これは一応中核病院という名前、一応なっとするんですよ。県もそう位置づけてます。我々も今要望は、この中核病院としてのちゃんと支援をなさいたいというのを去年もしています。市長会においても私はしています。県病院と何で吉田病院の支援は違うんかという答えも県に求めています。

このように、一応県とすれば、中核病院のおのおの、例えば三次だったら三次中央、高田というように、全部できるので、その中核病院を充実させて、そこに検査器具等を充実させて、そこからその地域の医療技術を高めていこうというのが県の方針でございます。だから、中核病院としてあそこも我々も育ていかないけん。救急とかいろんな辺地医療につきましても、しっかり補のうてもらわないけんと思っております。こういう要望もしています。

だけど、さっきちょっと吉田病院の運営委員会、どうって言われたが、ちょっと前重さん、今度傍聴してください。全く違いますよ、今。私この間も、やっぱり我々も吉田病院を支援していくんだけど、吉田病院の不評もありますよと、こういうことも言ってるんですよ。あっこ行ったら病気治らんとかいう話もありますよで、こんなことも言わせてもらってます。だけど、そういうこともやってちゃんと経営をしっかりしてくださいと、そのかわり、地域の医療とか救急とか応急、こういうものをしっかりしてくださいという連携が要ると思います。

もうこれ、今それ以外に、うちはそういうような救急医療独自にやるということできないんで、こういう体系、中核医療の性格を十分生かして、安芸高田市のいわゆる安全、安心につなげていくことがベターだと思っております。そういう意味では、吉田病院の支援もしていかないけんと思えます。だけど、吉田病院にもそれなりに経営努力をしてもらわないけんということ、今、お願いをしております。そういうような厳しい運営会議になっております。二、三年前はそうじゃなかったかと思っておりますけど、今は非常に厳しい状況です。看護師不足のそれらに対しても我々もちゃんと補うにはどうしたらいいかというテーマにも答えられないけん。医師不足もそうですね。こういうように一緒になって考えていかなくちゃいけんと思えます。

ただ、農協病院ということですけども、中核病院ということで、地域の民間の病院であっても、我々にとって中核病院だと。それを公的支援するかわりに吉田病院としての義務もちゃんと守ってもらうというのが、

現在の方向でございます。

現在、実は、今後課題になると思いますけど、救急病院が非常に困るとるんですよ。もう体制が、例えば7,000万とか8,000万赤字が出よるんですね。だけど、これなくなっちゃったら困りますね、民間おつてもらわにゃ。そういうように、ちょっとそういうこともお願いせにゃいけんけど、ちゃんとした経営をやってるんかということもこっちからも言いにくいことも言うていかないけん。ギブ・アンド・テークの世界をつくっていきたいと、かように思っています。お互いを非難するんじゃないし、我々も協力するけど、あなたも一緒にやりましょうという体制がこれからも必要ではないかと思っております。

我々、幸いなことに医療のことにつきましては、生まれたときから近くに医療があるもんだから、非常にこのことについては無関心という状況で、何か認識が甘いかもわかりません。もう島根県の奥に行ったら、何を論ずる前に医療の確保からスタートするんですよ、町が。うちは何か民間の方がおられますから、空気みたいな存在っちゃおかしいんだけど、非常に恩恵にあずかっているんだと、ただこれに甘えちゃいかんと中核の、これからの地域を守ってもらわないかんと思います。

吉田病院だけじゃないし、この支援は我々行政としても県とか国にやっぱり辺地医療とかこの効率の悪い医療の支援は求めていくつもりでございます。一体となって、医療の技術、サービスを上げたいと思っております。御理解をしてもらいたいと思っております。終わります。

○藤井議長 再質問の答弁を終わります。  
再々質問の許可をいたします。  
1番 前重昌敬君。

○前重議員 ありがとうございます。今、市長から何点かいい回答をいただきました。あと、確かに私がお話をさせていただきましたように、一番、やはり住民の方が自分で状況を判断できる体制、仕組みへ向けてのそういうツールですね、そういう道具を提供するような形で今も話ことができました。ハザードマップ、これの見直し等聞きました。じゃあ、これ一体どれぐらいで整備されるか、もし今の時点で回答いただけるのであれば、いうのが、やはり早い段階での対応をしておかないと、やはり市長みずから今の二の舞を踏む形になってはいけませんので、そうしたところをどれぐらいでの整備か、できるものなのか、最後お願いしたいと思います。それとあと、情報手段の形でこれも検討されるということでございました、情報伝達。社会福祉施設、そうしたところ、住民で、施設が各自の判断でできればということはございません。しかし、避難勧告、そうしたものを早目の段階で住民に周知をさせようという中では、そうしたところの整備も早い段階でやらないといけない。じゃあそれはいつごろ整備をされる思いであるのか、その辺を答弁をいただきたいと思っております。

次の予約乗合ワゴンにつきましてでございますが、こうした今の、やはり吉田病院に対しても補助金で3,000万ぐらい出とるわけですね。そ

の辺も含めて障害者の方々にも手厚いサービス、市独自の事業を今言われた移動支援に成り立つような形でお考えをいただきたいと思います。

最後の吉田病院との形では、私は市長の言葉から安芸高田市の公的病院だというお言葉をいただきましたかっと思ひます。いうのが、やはり今、他市の形でおきましては、済生会とか病院あるわけですが、そうしたところもやはり民間等いう形もあるわけですが、やはりそういう公的病院と位置づけて、そうしたとことタッグを組んで、早目なアクション、行動を起こしていかないと、待っておいてもなかなか同じ土俵に上がった形でどうなのかなと思ひます。

そういう流れの中で、今後そういう専門的な委員会の立ち上げがお考えであるのか、作業部会等を立ち上げていこうというお考えあるのか、最後にその3点の質問をお願いしまして私の質問を終わりたいと思ひます。以上でございます。

○藤井議長 ただいまの再々質問に答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただいまの再々質問に対して、お答えいたします。

最初の見直しマップですけども、早い時期という、できれば今年度じゅうにやりたいと。予算を伴うものであれば来年度当初ということで理解してもらいたいと思ひます。当初なかったことなんで、市長が勝手に大きなことを言っているじゃ困るんで、まずいろんなとこのカンニングしたい思うとるんですよ。いろんなものをですね、いいものを。それで情報収集とかして、その辺のデータ収集が早くいけば早い時期にということ、足元に置かんようにやっていきたいと思ひております。

それから、これもやっぱり、またつくったけどまただめっちゃうんじやなしに、やっぱり今度は違ってくるかと、住民の方にわかりやすいと、これ非常にいいというものを今度つくっていききたいと。それで、中に載せるものについても、それとまた全体がわかるようなものも欲しいんですよ。災害対策本部をつくって中に大きなマグネットでも置いて、全体がこうなるとるんだというのも一緒に考えていききたいと思ひております。

それから、病院の言われたんだけど、私は公的病院として今言うつもりです。中核病院というのは公的病院ということになってくると、それじゃああなた赤字全部見るんかとか、中の、というようになってくるんで、そこら難しいところがあるんで、中核病院と。余り経営の中に入って参画したら、赤字を見てくれと、予算でということになりますので、そうじゃないと。そういう意味の支援はしていくけど、経営自体はあなたしっかりやんなさいよというところの範囲だと思ひます。

それから委員会をつくっていくと言われましたけど、この間運営委員会の中で下部の委員会をつくるということは一応決めております。

それから、身障者への援助ですね。これはやっぱり、今どうこうというんじやなしに、しっかり全体を見ながらやっぱりできるところはしていきたいと思ひております。ここで、ほんじゃあ何ぼするとかいうのは



ちよつとこらえてもらって、検討課題にはさせていただきます。

防災無線は、実は、前の市長さんから引き継いだときに、非常に膨大なお金を必要とします、50億とか。今の判断ではそういうお金は教育とか福祉とかが先じゃないかというような判断。ただ、この他市に比べて光の設備がおくれとる、いわゆるおくれをとりたくないというんで、このたび補正とかそういうものがちよつとできないかということをやっています。だけど、ここでやる言うたら、あんたうそ言うたことになるんで、一生懸命汗をかきよるということで。今の段階では補正が出る前では、一応はADSLとか現況無線とかをうまく使ってという答弁をしようと思ったと思いますが、これでだめというんじゃないしに、市財政の余裕が生まれたら、絶対にこれは必要な条件としてやっていかないけんと思います。

将来若者の定住においても、企業もしっかりいわゆる光による情報ネットというのは大きな魅力となりますので、しっかりと整備は前向きに考えていきたいと思っています。あとは、いわゆる予算との絡みですけど、今はそういう国の支援が得られる方向で意識で動いていることです。政府もちよつと変わってきたんで、ちよつとピントがずれたりするんじゃないけど、それはさておいてもちゃんと安芸高田市としてのそういう方は努力は今しています。ただ、現実、状況を見たら、やっぱり福祉とか教育がまだちよつとないじゃないかという判断だったということだけ御理解してもらいたい。非常に整備はしたいということです。

○藤井議長

以上で再々質問の答弁を終わります。

これをもって前重昌敬君の質問を終わります。

以上で本日の一般質問を終了いたします。

これをもって本日の日程を終了いたし、散会いたします。

次回は、来週14日午前10時に再開いたします。大変御苦労さまでした。

~~~~~○~~~~~

午後 2時58分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員